

日本発の国際社会の サステナビリティに向けた提言

～気候危機への対処とSDGsの達成に向けた、適応・緩和の包括的推進～

《地球規模での気候変動対応と日本の貢献のための提案 Ver.7》

【用語説明・資料付き】

JACSES 2022

はじめに

2021年8月には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）」が公表され、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定的に記されました。約2年ぶりに国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）も開催され、日本は2030年度46%削減（2013年度比）という目標を正式に国連へ提出し、地球温暖化対策計画・気候変動適応計画等を改訂しました。

世界は何のために気候変動対策をとるのでしょうか。我々は、気候変動対策のゴール・究極目標は「気候変動に起因する悪影響や被害を極力防ぐ」ことにあると考えています。気候変動対策のゴールというと、1.5℃・2℃目標やカーボンニュートラル等を思い浮かべる方が多いかもしれません。これらの目標を達成することは非常に重要ですが、将来的にそれらを達成するまでの間にも悪影響・被害は発生するでしょう。緩和策とともに適応策も極めて重要であり、その際に、余裕がなく、比較的被害を受けやすいと想定される貧困層・脆弱層を取り残してはなりません。

また、気候変動の原因となる温室効果ガスについて、エネルギー起源CO₂に焦点が当てられますが、それ以外にも様々な温室効果ガスや排出要因があります。気候変動による被害を防ぐには、世界全体で他のガスや排出要因にも目を向けることが必要です。

なお、気候変動に対処するためには、多様なステークホルダーの参加・取組が不可欠です。2022年3月の国際女性デー（IWD）や第66回国連女性の地位委員会（CSW66）の主たるテーマは気候変動でしたが、気候変動対策においてもジェンダー平等の推進が求められています。

本提言レポートは、国際交渉や国内政策において焦点が当たってこなかった点も含め、日本の気候変動対策や国際社会への貢献という観点から発表した「日本発の国際社会のサステナビリティに向けた提言～気候危機への対処とSDGsの達成に向けた、適応・緩和の包括的推進～」に用語説明・資料を付したものです。

これまで気候変動問題に馴染みのなかった方々や気候変動以外の経済・社会課題に取り組まれている方々も含め、今後の日本・世界における気候変動対策に関する議論・取組・様々なステークホルダーの協力を更に推進していただくための一助となれば幸いです。

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 遠藤理紗・足立治郎
2022年3月

目 次

はじめに	1
目 次	2
提 言	3
I . 適応策 : 気候変動に起因する悪影響・被害を防ぐ	4
I-1 : 適応のための政策の強化	4
I-2 : 脆弱な立場の人々／コミュニティへの影響分析・適応策支援	4
I-3 : 途上国支援の実践	5
I-4 : 適応報告支援	5
I-5 : 先端技術による気候変動の現状把握 / 影響予測	6
I-6 : 防災 / 減災・早期警報システム・災害に強い居住環境	6
I-7 : 資源アクセス / 安定供給・自然を基盤とした解決策	7
I-8 : 適応のための ESG 金融	7
I-9 : NGO 支援 / 連携	8
I-10 : 国際機関との連携	8
I-11 : ステークホルダーの参画	9
II . 緩和策 : 日本・世界の温室効果ガスネットゼロへ	10
II-1 : 国内ネットゼロ推進と途上国削減支援の強化	10
II-2 : あらゆる種類の温室効果ガスの削減	10
II-3 : 網羅的視点で費用対効果も鑑みた緩和策推進	11
II-4 : 途上国の透明性向上支援	11
II-5 : 地球観測による温室効果ガス排出量 / 吸収量の正確な把握	12
II-6 : 国内エネルギー起源 CO2 大幅削減・脱炭素社会構築	12
II-7 : 途上国のエネルギー起源 CO2 削減支援	13
II-8 : 脱炭素社会と公正な移行 / 地域 / エネルギーアクセス	13
II-9 : メタン削減・森林保全	14
II-10 : フロンを含む、他の温室効果ガス / 温暖化原因物質対策	14
II-11 : あらゆる温室効果ガス削減のための ESG 金融・二国間 / 多国間協力	15
III . 気候変動政策・対策へのジェンダー平等の主流化	16
III-1 : 気候変動・エネルギー関連施策におけるジェンダー主流化	16
III-2 : 気候変動・エネルギー関連施策立案 / 実施過程への参加	17
III-3 : 世界への発信	17
IV . 日本の政策への組み込みと世界への呼びかけ	18
IV-1 : 日本の政策への組み込み	18
IV-2 : 世界への呼びかけ	18
用語説明	19
資 料	31
1. JACSSES 「気候危機に対応するための日本の施策と国際発信に関する提案～ 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) を機に～」	32
2. 環境省 「パリ協定の概要」	36
3. 環境省 「CMA3 カバー決定 「グラスゴー気候合意」 環境省暫定訳」	37
4. 環境省 「IPCC AR6/WG1 報告書の政策決定者向け要約 (SPM) の概要」	50
5. Global Methane Pledge	57
6. 林野庁 「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言の概要」	59
7. 日本政府 「日本の NDC (国が決定する貢献)」	60
8. 日本政府 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要」	71
9. 日本政府 「地球温暖化対策計画 概要」	72
10. 資源エネルギー庁 「第 6 次エネルギー基本計画の概要」	73
11. 環境省 「気候変動適応計画の概要」	86
「環境・持続社会」研究センター (JACSSES) の概要・実績・今後の活動、レポート発行責任者略歴	94

提 言

〈本提言の意味〉

気候変動に起因する国内外の悪影響・被害を最大限防ぐため、日本政府による政策構築・国際社会への発信を含む取組を提起

- I. 適応策：気候変動に起因する悪影響・被害を防ぐ
- II. 緩和策：日本・世界の温室効果ガスネットゼロへ
- III. 気候変動政策・対策へのジェンダー平等の主流化
- IV. 日本の政策への組み込みと世界への呼びかけ

《提言執筆者》

遠藤 理紗（えんどう・りさ）

「環境・持続社会」研究センター（JACES）気候変動プログラムリーダー／事務局次長。
津田塾大学卒、マンチェスター大学修士課程（英国）修了。保険・エネルギー関連の民間企業での職務勤務を経て、2014年 JACES スタッフ。気候変動プログラム及び SDGs・SCP プログラムを担当し、気候変動・SDGs に関する政策提言、普及啓発等を行う。（一社）SDGs 市民社会ネットワーク事業統括会議進行役、Climate Action Network Japan 副代表も務める。

足立 治郎（あだち・じろう）

「環境・持続社会」研究センター（JACES）事務局長。
東京大学教養学部卒。化学・素材関連企業勤務後、JACES スタッフ。他の NPO 役員・企業役員・シンクタンクフェロー・大学非常勤講師等も兼務。著書に『環境税—税財政改革と持続可能な福祉社会』（築地書館、単著）、『カーボン・レジーム』（オルタナ、共著）、『ギガトン・ギャップ—気候変動と国際交渉』（オルタナ、共著）等。

I 適応策：気候変動に起因する悪影響・被害を防ぐ

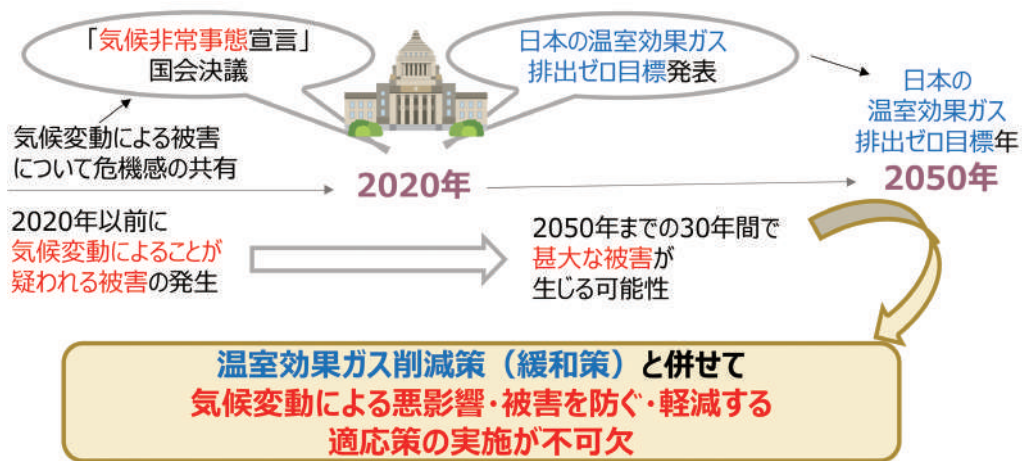
【提案I-1：適応のための政策の強化】

気候変動に起因する悪影響・被害を最大源防止・軽減するため、国内外の「適応策¹を推進する政策・野心・行動」を強化

世界はすでに極端な気象現象等に晒され、国会で2020年11月に「気候非常事態宣言」²が決議され、気候変動による国内外の被害について危機感を共有。

日本の温室効果ガス³ネットゼロ⁴目標年である2050年までにも甚大な被害が生じる可能性があり、気候変動による被害を防止・軽減する適応策強化が不可欠。

COP26のカバー決定「グラスゴー気候合意」でも、この決定的な10年間における適応に関連する野心及び行動を強化することの緊急性が強調された。



【提案I-2：脆弱な立場の人々/コミュニティへの影響分析・適応策支援】

「国内外の脆弱な立場におかれやすい人々/コミュニティ^(※1)」の気候変動による「影響/リスクを分析・対策検討・適応策支援」を強化

※1: 女性・子ども・障がい者・生活困窮者・権利/立場の弱い労働者・経営体力が脆弱な事業者・移民・先住民等

気候変動の悪影響は、資金やノウハウ等のリソースに乏しい国内外の脆弱な立場の人々に顕著に現れる。

国内外でコロナ禍により失業・貧困が拡大し、気候変動による被害を受けやすい人々/コミュニティが増加。

例えば、UNICEFは、子どもの視点から気候変動リスクを分析した報告書を発表しており、特定の主体やコミュニティへの気候変動リスクを分析・対策をとる必要性が高まっている。

《 脆弱な立場におかれやすい人々の例 》



【提案I-3：途上国支援の実践】

「途上国の適応策支援」の着実な「実践」

その際、最も脆弱な国^(※2)/地域/コミュニティ/人々に焦点を当て、適応計画策定/能力開発を含め支援

※2：後発開発途上国⁶・小島嶼開発途上国⁷等

歴史的に気候変動の原因となる温室効果ガスを大量に排出してきた先進国・日本には、途上国の悪影響・被害を防ぐ適応策の支援も求められる。COP26前半の世界リーダーズサミットで、日本政府は「気候変動に適応するための支援倍増」を表明。グラスゴー気候合意にも、途上国への適応資金供与を先進国全体で2025年までに2019年の水準から少なくとも2倍にすることを先進国に強く求める文言が含まれた。



SDGs⁸は、ゴール13（気候変動）のターゲット13.bで「後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てて、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する」と規定。脆弱な国/地域/コミュニティ/人々に焦点を当てた支援が求められている。



日本の気候変動適応計画⁹には、「欧米等の研究事例によると、資源管理、環境移民、脆弱な人々への補償や人権等をめぐり、気候変動が国際社会の不安定化を深める可能性や、社会的に不安定な地域の増加による安全保障政策のリスク等が拡大する可能性が示唆されている」と記載。安全保障上も、脆弱な人々/地域への支援は重要である。

【提案I-4：適応報告支援】

途上国の「適応報告」（＝適応策推進の基礎）の支援強化

その際、「CBIT（透明性のための能力開発イニシアティブ）¹⁰」等とも連携し、脆弱国/コミュニティ/人々のための適応報告支援を強化

CBIT CAPACITY-BUILDING INITIATIVE
FOR TRANSPARENCY
GLOBAL COORDINATION PLATFORM

適応に関する情報は適応策推進のための基礎であり、パリ協定は適応コミュニケーション（気候変動の影響と適応の進捗に関する報告書）の提出を各国に求めているが、報告は任意であり（義務でない）、未提出の国が多い状況。そこ

で「グラスゴー気候合意」では、未提出国にCOP27に先立ち適応コミュニケーションを提出し、世界全体の実施状況の検討（グローバル・ストックテイク）にタイムリーな情報を提供しよう要請。

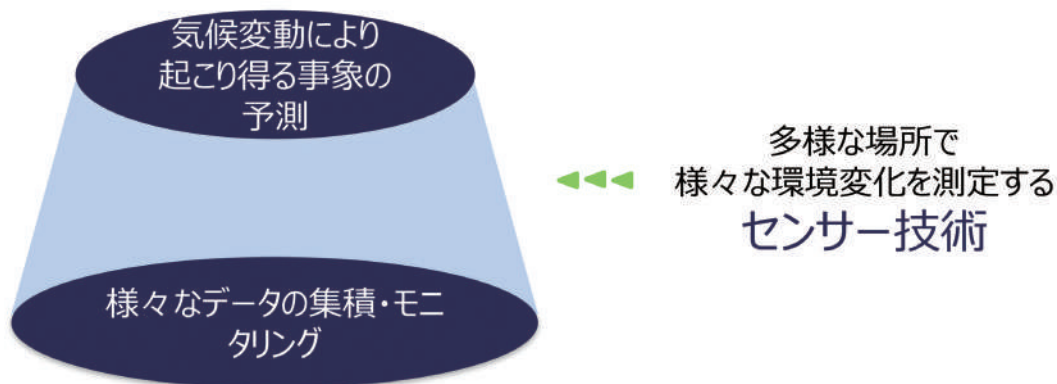
パリ協定¹¹の下で設置された「CBIT（透明性のための能力開発イニシアティブ）」は、途上国による気候変動対策の透明性確保のための能力開発を支援する基金。日本も資金拠出をしており、温室効果ガス削減策（緩和策）に加え、適応策についても、途上国の透明性向上のためのプロジェクトを推進。

日本政府・民間セクター（企業・NGO等）による途上国の適応策支援の効果を高めるには、気候変動の影響と適応策の実態を極力正確に把握することが必要。CBIT等とも連携し、データ管理システムへの支援等も含め、適応報告のための支援強化を行うことが重要。その際、支援を行う途上国に、脆弱なコミュニティ/人々に適応策が行き渡っているかを報告するよう促すことも一案。

【提案I-5:先端技術による気候変動の現状把握/影響予測】

日本・世界の気候変動影響予測・適応対策/計画策定のための人工衛星¹²・センサー等の先端技術の開発・精度向上

効果的な適応策をとるには、気候変動により起こり得る事象の予測も不可欠。そのためには、様々なデータの集積・モニタリングが必要。日本には、そのために大きな役割を果たす、多様な場所で様々な環境変化を測定するセンサー技術¹³や、宇宙から地球の気候変動を観測する気候変動観測衛星がある。



【提案I-6:防災/減災・早期警報システム・災害に強い居住環境】

以下を含め、国内外の防災/減災対策を推進

- ・暴風雨・熱波等に関する情報が個人に届く「早期警報システム¹⁴」構築
- ・脆弱な立場の人々も含め「災害に対し安全性の高い居住環境」整備
(SDG13〈気候変動〉・SDG1〈貧困〉・SDG10〈インフラ・イノベーション〉・SDG11〈人間居住〉等のシナジー創出)

災害大国・日本は、「仙台防災枠組¹⁵」をはじめ、世界の防災・減災取組をリードしてきた。防災・減災のための技術・ノウハウも豊富で、気候変動に起因する災害被害を防止・軽減するために果たしうる役割は大きい。世界気象機関¹⁶等の報告書「気候サービスの現状」2020年版¹⁷によると、現状では世界の3人に1人が早期警報システムで十分に守られておらず、システム整備のための能力と資金を欠く国が多い。

「適応に関する世界委員会¹⁸」によれば、暴風雨や熱波の到来を24時間以内に警告するだけで、その後の被害を30%削減可能。ITによる情報集約やリアルタイムで個人レベルにしっかり情報が届くシステムの構築が重要。脆弱な立場の人々も含め、災害に対し安全性の高い居住環境の整備を進めていくことも重要。

なお、脆弱な立場の人々のレジリエンスを高めるには、人間らしい雇用（ディーセントワーク）確保を含む経済・雇用状況の改善支援も重要。



【提案I-7:資源アクセス/安定供給・自然を基盤とした解決策】

「水・食料・エネルギー等の資源」の「途上国アクセス支援」および「国内安定供給対策」を促進
(SDG13〈気候変動〉・SDG6〈水〉・SDG2〈食料〉・SDG7〈エネルギー〉等のシナジー創出)

「気候変動適応のための自然を基盤とした解決策¹⁹」を国内外で推進
(SDG13〈気候変動〉・SDG14〈海洋〉・SDG15〈陸域生態系〉等のシナジー創出)

気候変動による自然生態系・水循環の変化等は、途上国の水・食料・エネルギー等の資源へのアクセスを脆弱化させる。日本には、安全な飲料水・食料・災害に強いエネルギー等の供給のための優れた技術がある。

国内において、近年、台風・豪雨が激甚化・頻発化し、電力の供給支障等の被害がしばしば発生している。気候変動による災害激甚化に備えた、国内の電力等の安定供給も大きな課題である。

日本政府は生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)²⁰や自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラ²¹の取組を進めてきているが、世界的にも、「気候変動適応のための自然を基盤とした解決策 (Nature-based Solutions for Adaptation)」が注目を集めている。これは、多くの炭素を貯留している自然生態系を保全しつつ、適応対策と温室効果ガス削減 (緩和) を同時に進めることを可能とする。途上国には、先住民も含め、自然資源に生活を大きく依拠する人々が多く、気候変動適応のための自然を基盤とした解決策は、そうした人々の適応策としても重要性が高い。



【提案I-8:適応のためのESG金融】

適応策へのESG金融²²をさらに後押し

COP16で、2020年において先進国全体で途上国に対し年間1,000億ドルの気候変動対策 (緩和も含む) 資金の支援達成に合意。さらにCOP21で、2025年まで年間1,000億ドルの支援継続と、2025年に先だち年間1,000億ドルを下限とした新たな全体目標設定を決定。

例えば、UNEP²³の「適応ギャップ報告書²⁴2020」によると、開発途上国だけで年間700億ドルの適応コストがかかり、2030年には1,400~3,000億ドル、2050年には2,800~5,000億ドルに達する可能性があるとする。

適応策への資金拠出の必要性の高まりを受け、国連「緑の気候基金 (GCF)²⁵」は資金の半分を適応に充てることが規定され、国連「気候技術センター・ネットワーク (CTCN)²⁶」への途上国からの支援要請は約50%が適応関連 (適応プロジェクトが約27%、適応と緩和の双方にまたがるプロジェクトが約21%)。2021年の「気候適応サミット²⁷」でグテーレス国連事務総長は、気候ファイナンスの50%がレジリエンスの強化と適応策に費やされるべきと述べている。

気候資金をまかなうには、公的資金とともに民間資金の導入が不可欠。日本でもESG金融が急拡大しているが、多くはエネルギー起源CO2削減関連で、適応のためのESG金融は少ない。日本企業の有する適応関連技術/製品/サービスを活用したプロジェクト/ビジネスのためのESG金融拡大も急務。

2021年、環境省は「金融機関向け適応ファイナンスのための手引き」を公表。企業等が気候変動によるリスクに自ら対応していくためのファイナンスと気候変動に適応するビジネス機会を獲得するためのファイナンスを後押し。

適応策は、CO2削減量といった明確な指標がある緩和策と比べ、企業内で成果を説明しにく

く、取組が進みにくい傾向があり、政府の更なる後押しが必要。

ESG金融推進機関にも、適応策推進のための金融取組強化が求められる。

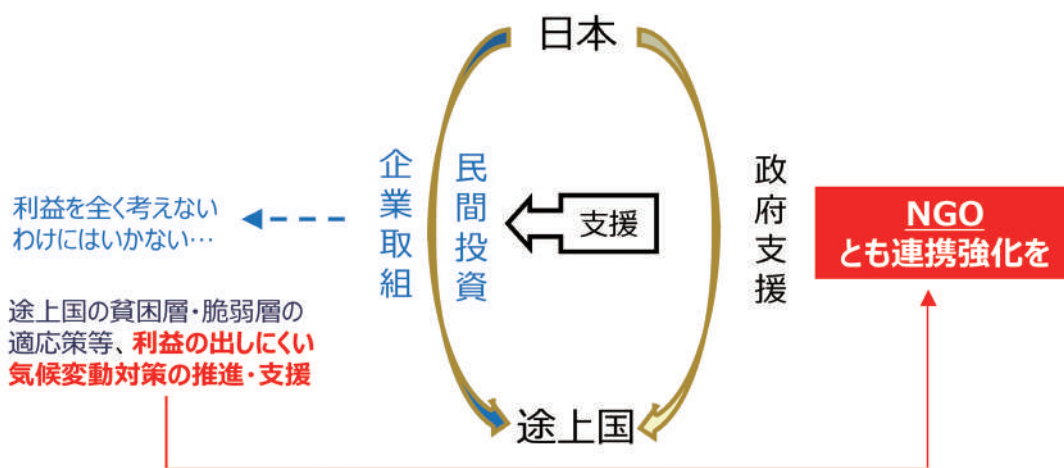
なお、国内/途上国の脆弱な立場にある人々・中小企業の気候変動に対するレジリエンスを高めるには、そうした人々・企業の金融アクセス支援も重要。

【提案I-9: NGO支援/連携】

国内外の脆弱な立場の多様な人々/コミュニティの適応策等推進のため、NGO/NPO/市民社会組織との連携と支援を強化

NGO/NPO/市民社会組織は、女性・子ども・障がい者・生活困窮者・権利/立場の弱い労働者・移民・先住民等、国内外の脆弱な立場の方々への様々な支援を行い、信頼・ノウハウ等を蓄積してきている。

民間投資・企業取組は、利益を全く考えないわけにはいかず、SDGsの理念「誰一人取り残さない」形で適応策（及び緩和策）を行き渡らせるためには、NGO/NPO/市民社会組織との連携も重要。



【提案I-10: 国際機関との連携】

日本が資金拠出する国連メカニズム (GCF・CTCN等)・多国間開発銀行²⁸ (ADB・WBG等) との連携による、貧困層・脆弱層を含む適応支援

気候変動関連国連資金メカニズム (緑の気候基金 (GCF)、地球環境ファシリティー (GEF)²⁹ 等)・国連技術メカニズム (気候技術センター・ネットワーク (CTCN) 等) および多国間開発銀行 (アジア開発銀行 (ADB)・世界銀行グループ (WBG) 等) に対し、日本は資金を拠出。

P.7に示したように、GCF・CTCNは、その資金の多くを途上国適応支援に拠出。気候変動の影響を最も受けやすい最貧困・最脆弱層を中心に人々が強靭性を高めていけるよう適応策への資金を増強するとしてきた世界銀行グループは、昨年6月新たな「気候変動行動計画」を発表し、気候変動対策資金を大幅に増額し、国際開発協会 (IDA) と国際復興開発銀行 (IBRD) の気候ファイナンスの少なくとも50%を適応に充てるとした。

ADBも昨年11月、2019年から2030年までの気候変動ファイナンスの目標を1,000億USドルに引き上げると発表し、変革的な適応プロジェクトのスケールアップもはかるとした。

日本政府には、貧困層・脆弱層の適応策を進めるために、こうした国際機関との更なる連携・有効活用も含めた戦略立てを期待したい。

途上国の適応策に資する多様な技術/製品/サービス/ノウハウを有する日本の機関（企業・NGO等）が、これら国際機関の資金を活用しやすくする支援（情報/ノウハウ提供・資金支援・人材育成等）の強化も重要。

【提案I-11:ステークホルダーの参画】

気候変動に対し脆弱と想定される人々/コミュニティを含む、多様なステークホルダーの施策構築への参加を促進

昨年改訂された日本政府の気候変動適応計画には、「ジェンダー平等や脆弱性の高い集団や地域にも配慮した意志決定・合意形成プロセスの充実を図りつつ、施策を展開することが必要となる」と明記された。

国内外の適応策推進に際し、脆弱な立場の人々が取り残されることのないよう、気候変動に対し脆弱と想定される人々/コミュニティ（女性・子ども・障がい者・生活困窮者・権利/立場の弱い労働者・経営体力が脆弱な事業者・移民・先住民等）を含めた多様なステークホルダーの施策構築への参画をさらに促進する必要がある。



II 緩和策：日本・世界の温室効果ガスネットゼロへ

【提案II-1：国内ネットゼロ推進と途上国削減支援の強化】

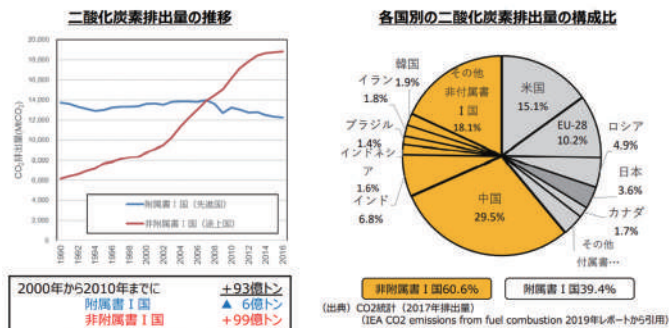
日本国内の温室効果ガスネットゼロをできるだけ早く達成途上国の温室効果ガスネットゼロに向けた削減支援を強化

昨年8月に公表されたIPCC³⁰第6次評価報告書第1作業部会報告書は「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と、初めて人間活動が地球温暖化を引き起こしていることを断定的に記した（第5次評価報告書では、「可能性が極めて高い（95%以上）」としていた）。

温室効果ガスの影響は国境を越え、被害を防ぐには、世界全体の削減が必要。パリ協定締約国・地域が現在示している温室効果ガス削減目標を全て合わせても、国内外の被害を防ぐには極めて不十分。

今後も途上国では排出の著しい増大が見込まれ、日本・先進国は途上国対策への資金拠出・支援を行う約束・責務を有する。

世界全体の二酸化炭素排出量の推移及び構成比



https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyuu_kankyo/ondanka_wg/pdf/001_04_00.pdf

【提案II-2：あらゆる種類の温室効果ガスの削減】

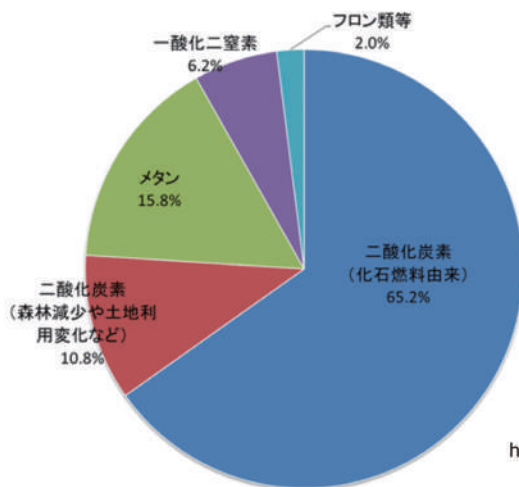
エネルギー起源CO2の削減

エネルギー起源 CO2 以外のあらゆる種類の温室効果ガスの削減

世界の温室効果ガス排出量の約3分の2は、化石燃料³¹を燃焼した際に出るエネルギー起源CO2。その国内削減と途上国支援が必須。

世界の温室効果ガス排出量の約3分の1は、化石燃料由来=エネルギー起源のCO2以外。エネルギー起源CO2対策を進めるだけでは、気候変動による悪影響・被害は防げない。あらゆる種類の温室効果ガスの削減の実践も急務。

人為起源の温室効果ガスの総排出量に占めるガスの種類別の割合



化石燃料を燃焼した際に出るエネルギー起源のCO₂は約3分の2で、残りの3分の1はその他の要因が占める

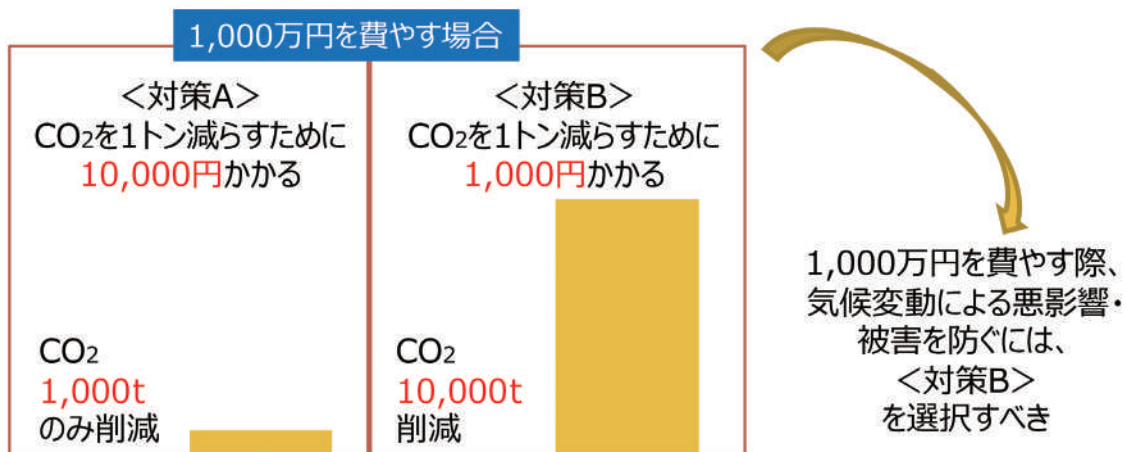
http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p04.html

【提案Ⅱ-3：網羅的視点で費用対効果も鑑みた緩和策推進】

国内対策・途上国支援において、あらゆる種類の温室効果ガス削減対策から費用対効果の極力良い対策を選択・優先的に資金投下・実施するよう推奨・支援

気候変動による悪影響・被害を防ぐには、あらゆる温室効果ガスの削減が必要。ただし、温室効果ガスを世界全体で少しでも早く削減することが求められている状況で、費用対効果の視点は重要（下図参照）。

よって、国内対策・途上国支援において、エネルギー起源 CO2 対策のみならず、あらゆる種類の温室効果ガス削減対策から、費用対効果の極力良い対策を選択・優先的に資金投下・実施するよう推奨・支援していくことが重要。（なお、費用対効果は短期だけでなく、長期的効果の勘案も重要。また、対策選択に際し、資源効率性³²や各温室効果ガスの特性等、その他要素の勘案も必要。）



【提案Ⅱ-4：途上国の透明性向上支援】

途上国の温室効果ガス排出量/吸収量インベントリ³³整備支援

国連枠組「CBIT（透明性のための能力開発イニシアティブ）」活用

日本のイニシアティブ「PaSTI（コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ）³⁴」推進

フリーライダー³⁵（対価を払わず便益を享受する人）を防ぎ、パリ協定の公平性・実効性を担保するため、「強化された透明性枠組み³⁶」の下、各国の温室効果ガス排出量算定・報告を極力正確に行うことが求められている。COP26のカバー決定「グラスゴー気候合意」は、緩和（温室効果ガス削減）に関連する野心・行動強化の緊急性も明記したが、温室効果ガス排出量の正確な現状把握は、その基礎となる。

特に途上国は、その排出量の現状把握と精度向上が大きな課題となっており、日本も資金拠出しP.5でも紹介した「CBIT（透明性のための能力開発イニシアティブ）」は、途上国の温室効果ガスインベントリ（温室効果ガス排出量・吸収量を排出源・吸収源毎に示すもの）作成支援も行っている。

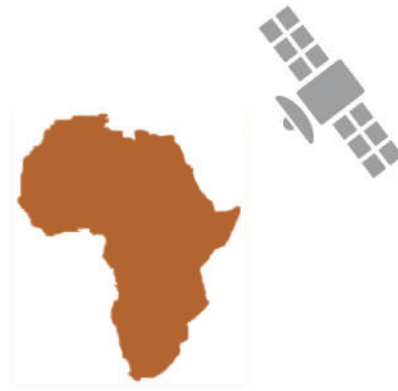
各国内の非国家アクター（企業・自治体等）の透明性を向上させつつ、その取組強化を促すことも重要であり、日本が立ち上げた「PaSTI（コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ）」は、インドネシア・ベトナム等の非国家アクターを含む取組支援を行っている。

公的資金活用については納税者に対し、民間資金活用については投資家に対し、説明を要する。現状把握・透明性向上に努力する途上国への優先的支援も進め、自国の透明性向上は、日本/他国政府/企業の資金/技術を呼び込む重要なツールであるという認識を途上国に広げていくことも重要。

【提案II-5:地球観測による温室効果ガス排出量/吸収量の正確な把握】

人工衛星・センサー等の先端技術も駆使し、地球観測による温室効果ガス排出量/吸収量のより正確な把握に、リーダーシップを発揮

北アフリカ熱帯地域のCO₂排出量は、想定よりはるかに多いことが、人工衛星観測による研究で判明。



フリーライダーを防ぎ、パリ協定の公平性・実効性を担保するには、各国の温室効果ガスインベントリデータ整備に加え、こうした地球観測に基づいた排出量・吸収量の推定精度を向上していくことも重要。

日本は、高性能な観測センサーを搭載し、CO₂とメタン³⁷の濃度を宇宙から観測できる、温室効果ガス観測衛星を有す。

【提案II-6:国内エネルギー起源CO₂大幅削減・カーボンニュートラル³⁸／脱炭素社会構築 化石燃料から自然エネルギー³⁹への転換加速、省エネルギー・蓄エネルギー⁴⁰推進のための技術開発・社会実装の推進

エネルギー起源CO₂は、日本の温室効果ガス排出量の85%程度を占め、その大幅な削減・カーボンニュートラル／脱炭素社会構築を進めることが緊急課題。

そのために、化石燃料から自然エネルギーへの転換の加速が必須。自然エネルギーは、地域経済活性化にもつながる。自然エネルギーを用いた分散型エネルギー⁴¹システム構築は、多発する自然災害に備えたエネルギー供給システム強靱化/安定供給の観点からも有効。

エネルギー起源CO₂削減には、上記エネルギー源の転換に加え、省エネルギー/エネルギー使用量削減の推進も不可欠。また、エネルギーを蓄えておく蓄エネルギーも推進すれば、エネルギーをより効率的に使いCO₂削減につながるとともに、災害時のエネルギー利用にも寄与。

以上のための技術開発の促進、および、現在ある技術/商品/システムの社会実装の促進（消費者の選択を促す仕組みの強化を含む）が必要。

【提案II-7: 途上国のエネルギー起源CO2削減支援】

JCM⁴²等を通じた途上国のエネルギー起源CO2削減支援の強化

途上国のエネルギー起源CO2の排出は大きく増大し、先進国全体の排出量を大きく超えているが、途上国には、その削減の技術/ノウハウ/資金等が不足している。日本の技術/ノウハウ/資金等を活用し、途上国の削減対策の支援を行うことが、国内外の気候変動による悪影響・被害を防ぐために不可欠。

日本政府は、JCM（二国間クレジット制度）を通じ、途上国の温室効果ガス削減プロジェクトを支援してきた。パリ協定は、ある国が別の国の温室効果ガス削減に協力した場合、削減量の一部をクレジット⁴³として協力国に移転することを可能としており、JCMも削減量の一部を日本に移転し日本の削減約束達成にも役立てる。COP26で「温室効果ガス削減量の国際的移転に関するルール」の大枠に合意できたため、JCMの今後の更なる案件形成と実施強化が期待されている。

日本政府は、CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）というASEANのエネルギー転換と脱炭素化を進めるイニシアティブも推進。世界のあらゆる温室効果ガスの大幅な削減が急務である中、「多数の国・機関が協力しクレジット分配量の確定が難しいプロジェクト」など、JCMの対象とならない（日本への移転は伴わない）が、削減に貢献する取組の推進も必要。（なお、こうした取組の推進に際しては、相手国に日本の貢献について国連等で報告してもらうよう促し、クレジット以外の形でも日本の貢献を客観的に見える化することへの協力的な取組を行う友好国を増やし、途上国支援に日本の税金を使うことへの納税者の理解を広げることも大切。）



自然エネルギー



省エネルギー



蓄エネルギー

【提案II-8: 脱炭素社会と公正な移行/地域/エネルギーアクセス】

エネルギー起源CO2削減の国内実施・途上国支援に際し、公正な移行/雇用対策の実践、生態系への悪影響回避、地域のオーナーシップ重視、エネルギーアクセス⁴⁴確保

パリ協定はその前文で、労働力の「公正な移行」並びに人間らしい仕事（ディーセントワーク）・質の高い雇用の創出が必要不可欠としている。脱炭素社会への移行に際し、脱炭素化により最も影響を受ける地域やセクターにも焦点を当て、エネルギーシステムや産業構造の変化に伴い失われる雇用をいかに吸収するか、真摯な検討と実践が必要である。リスキリング⁴⁵/新規スキル獲得・キャリアデザイン支援、労働力循環を促進する取組、クリーンエネルギーへの移行を通じた雇用創出数値目標設定等、具体的な取組が求められる。

また、自然エネルギー推進・脱炭素社会構築に際しては、生態系への悪影響を極力回避するとともに、地域・自治体自身が最適解を生み出せるオーナーシップの重視も求められる。

途上国の脱炭素社会構築支援に際しても、脆弱な立場の人々の雇用確保など「公正な移行」への配慮が求められる。また、途上国にはエネルギーアクセスがない人々も多く、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」観点から、あらゆる人々の安全・安定的なエネルギーアクセス確保のための支援も引き続き必要である。



【提案II-9:メタン削減・森林保全】

メタン削減及び森林保全のための国内取組・途上国支援を通じた「グローバル・メタン・プレッジ⁴⁶」「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言⁴⁷」の実践への貢献

メタン (CH₄) は、廃棄物の埋め立て、家畜の腸内発酵、稲作、化石燃料の採掘等から発生し、世界の温室効果ガス増加要因の15%以上を占める。COP26で、世界のメタン排出量を2030年までに2020年比30%削減することを目標とする国際的なイニシアティブ「グローバル・メタン・プレッジ」が、日本を含む100か国以上の参加を得て正式に発足した。

CO₂は、化石燃料由来だけでなく、「森林減少・土地利用変化等」によっても、大きく増加している。その割合は、世界の温室効果ガス増加要因の10%程度を占める。COP26では2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止めその状況を好転させる「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、日本を含む140か国以上が署名・参加している。

日本は、廃棄物埋立処分場で発生するメタンガス回収・メタン発生が少ないイネの育種等のメタン削減に資する技術を有す。また日本政府は、COP26で、世界の森林保全のための約2.4億ドルの資金支援実施を表明した。メタン排出削減及び森林保全のための国内取組と途上国支援の実行を進めることで、上記プレッジおよび宣言の実践に貢献していくことが重要。



【提案II-10:フロンを含む、他の温室効果ガス/温暖化原因物質対策】

「フルオロカーボン・イニシアティブ⁴⁸」等を通じた、途上国のライフサイクル全体でのフロン⁴⁹の排出抑制支援の強化

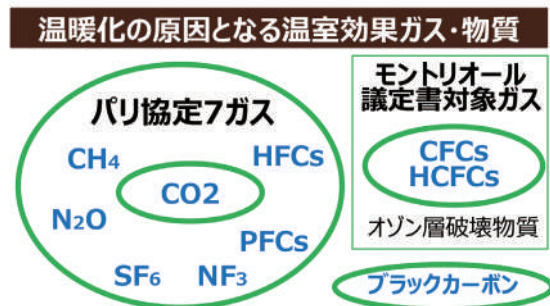
温暖化原因物質/ガスの影響/対策等に関する研究・モニタリング強化

地球温暖化の原因となる温室効果ガス・物質には、CO₂・メタン以外にも、一酸化二窒素・フロン類等があり、それらの国内外での削減も必要である。

フロン類については、日本国内のフロン回収・破壊システムは、国際的に見ても先進的なもの。途上国では既に機器に充填され市中に出回っているCFCs・HCFCs⁵⁰ (温暖化の原因となるとともに、オゾン層を破壊し、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書⁵¹の対象になっているフロン類) の排出規制が行われず、機器交換時等にそのまま大気中に排出されるケースが多い。

日本政府は、2019年のCOP25にて「フルオロカーボン・イニシアティブ」を設立。これは、パリ協定対象フロン (HFCs等) のみならず、CFCs・HCFCsといったモントリオール議定書対象フロンも含め、フルオロカーボン (フロン) のライフサイクル全体を通しての排出抑制をはかる画期的なもので、2021年12月27日現在、14の国・国際機関、16の国内企業・団体が参加。本イニシアティブ等を通じ、日本政府がフロン類の回収処理システム⁵²や冷媒⁵³技術等の国際展開にさらに貢献することが期待される。

IPCCは、パリ協定やモントリオール議定書の対象となっていないブラックカーボン⁵⁴ (短寿命気候汚染物質⁵⁵の一つ) についても、地球温暖化への寄与が大きいことを示している。温暖化の原因となるこうした多様なガス・物質の影響・排出実態/予測・対策効果等に関する研究・モニタリング強化等に、日本が更に貢献していくことも重要。



【提案Ⅱ-11：あらゆる温室効果ガス削減のためのESG金融・二国間/多国間協力】 エネルギー起源CO2およびそれ以外の多様な温室効果ガスの削減を進める「ESG金融」「二 国間協力」「多国間協力」の推進

P.7で適応のための民間資金導入の重要性を述べたが、緩和（温室効果ガス削減）のためのさらなる民間資金の導入も重要。エネルギー起源CO2削減のためのESG金融の取組に加え、メタン・フロン等その他温室効果ガス削減のためのESG金融の日本政府による後押しが重要（ESG金融を推進する民間の機関にも、エネルギー起源CO2削減に加え、その他の温室効果ガス削減に資する金融の推進が求められる。）

日本政府が進めるJCM等の途上国支援においても、エネルギー起源CO2削減を推進するとともに、メタン・フロン等の削減プロジェクトもさらに進めていただけるとありがたい。

日本政府には、日本が資金を拠出する国際機関に、エネルギー起源CO2削減および他の温室効果ガス削減のための途上国支援をさらに促すことが重要。（なお、前述のフルオロカーボン・イニシアティブに、アジア開発銀行・世界銀行が参加しており、それらとの更なる連携による取組推進も重要。）

日本の機関（企業等）は、途上国の多様な温室効果ガス削減に資する様々な関連技術/製品/サービス/ノウハウも有しており、そうした機関が、国際機関の資金を活用しやすくする支援（情報/ノウハウ提供・資金支援・人材育成等）を強化することも重要。

III 気候変動政策・対策へのジェンダー平等の主流化

【提案Ⅲ-1：気候変動・エネルギー関連施策におけるジェンダー主流化】

日本政府の気候変動・エネルギー関連施策および予算において、ジェンダー主流化を推進。具体的には、例えば、以下が考えられる。

- ・女性や少女のレジリエンスを高める適応策への資金拠出・支援拡大
- ・女性が活躍する自然エネルギー事業等、女性雇用を進める緩和

COP26では、「グラスゴー気候合意」にジェンダーに関する項目が含まれるとともに、合意文書「ジェンダーと気候変動」が採択。本年3月8日「国際女性デー（IWD）」・3月14～25日「第66回国連女性の地位委員会（CSW66）」の主たるテーマも「気候変動」。その背景に、女性や少女が気候変動の悪影響・被害を受けやすい状況や、気候変動対策への女性と少女の貢献に対する認識・評価が高まってきていることがある。

気候変動は、世界中で健康・食料・安全な飲料水と衛生設備・人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）等に深刻な影響を与え、ジェンダーを含む既存の不平等を悪化させる。女性と少女は、性別役割分業や文化的・社会的規範等により、気候変動の影響を不均衡に受ける場合が多く、特に災害・貧困や戦争・紛争・政情不安などの非常時において、気候変動の影響による大きなリスクに直面する恐れがある。



エネルギー関連では、国連機関（気候技術センター・ネットワーク（CTCN）等）による自然エネルギー導入における女性の雇用促進の取組や、The Clean Energy Education and Empowerment International Initiative（C3E International）によるクリーンエネルギー分野への女性の参加促進とジェンダーギャップの解消を目指す取組等が進められている。

【提案Ⅲ-2：気候変動・エネルギー関連施策立案／実施過程への参加】

気候変動・エネルギー関連施策の立案や実施過程への、女性を含む多様なステークホルダーの公平で意味のある参加を推進

2019年のCOP25で、「強化されたジェンダーに関するリマ作業計画とジェンダー行動計画」が合意され、「気候変動枠組条約⁵⁶プロセスへの女性の完全・平等で有意義な参加の実現」「全てのステークホルダーの活動におけるジェンダー主流化」等に関する実施項目とそのプロセスが定められた。



COP26では、「2022年6月に実施予定のジェンダー行動計画の中間レビューに向けて、各国やステークホルダーに、ジェンダー行動計画実施における進捗・改善点、実施すべき追加作業等に関する情報を2022年3月31日までに提供するよう招請する」等を含む合意文書「ジェンダーと気候変動」を採択。

COP26カバー決定「グラスゴー気候合意」では、「気候変動対策への女性の完全で、意味のある、平等な参加を拡大し、野心を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに対応した実施と実施手段を確保することを締約国に奨励する」「ジェンダーに関する強化されたリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画の実施を強化することを締約国に求める」とされた。政府には、自らの施策立案／実施プロセスにおける女性の参加促進・ジェンダー主流化に加え、気候変動対策を支援／推進する自治体・企業等に対し、施策／計画立案・実施プロセスにおける女性の参加促進・ジェンダー主流化を促すことも期待される。



【提案Ⅲ-3：世界への発信】

「気候変動とジェンダー平等」に積極的に取り組んでいくことを世界に発表。具体的には、例えば、以下が考えられる。

- ・COP等で、途上国適応策支援に当たり、気候変動の被害を受けやすい脆弱な立場に置かれている女性・少女への支援強化を世界に表明
- ・COP26で発表された「ジェンダー平等と気候変動に関するグラスゴー女性リーダーシップ宣言」への賛同

COP26期間中に「ジェンダー平等と気候変動に関するグラスゴー女性リーダーシップ宣言」への署名が開始された。これは、年齢・性別・障害・居住地等の要因によって気候変動の影響が異なることを認識し、地域・国・国際レベルの政策や意思決定において、女性と少女の主体性・参加・リーダーシップの確保を目指すもの。署名が開始されたパネルディスカッションには、スコットランド首相、バングラデシュ首相、タンザニア大統領、エストニア首相が登壇。



社会における既存のジェンダー不平等や複合的な理由により脆弱な立場に置かれがちな女性や少女が、気候変動の悪影響を不均衡に受けることがないように、気候変動対策におけるジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメントを促進するには、政府のみならず、多様なステークホルダー（自治体・ビジネス界・市民社会等）が、気候変動とジェンダーの関連性・重要性に対する認識を高め、適応策・緩和策の両面でジェンダー主流化を実践する必要がある。気候変動とジェンダー平等に関する取組加速・リーダーシップの発揮は、政府のみならず、多様なステークホルダーに求められている。

IV 日本の政策への組み込みと世界への呼びかけ

【提案IV -1：日本の政策への組み込み】

気候変動 / 環境関連施策・SDGs 関連施策・中長期戦略・地域戦略・その他政策・予算への組み込み

気候変動による被害・悪影響を防ぐには、**緩和策と適応策を包括的に推進**する必要がある。資金・リソースは有限であり、それら気候変動対策の実施とSDGs 達成に向けた取組との間のトレードオフを極力避け、**シナジー**をもたらすことが重要。



今後、日本政府の政策、具体的には、気候変動 / 環境関連施策（地球温暖化対策計画⁵⁷・気候変動適応計画・環境関連海外展開戦略⁵⁸等）・SDGs 関連施策（SDGs アクションプラン⁵⁹等）に、是非本提案に記した点を組み込み、世界全体の対策に貢献することを示していただきたい。



さらに、日本の中長期戦略・地域別の戦略、その他政策・予算の策定時に、上記の提起を取り込んでいただきたい。

なお、各省庁の施策には、気候変動と深く関連しているにもかかわらず、気候変動リスク・貢献の視点が十分といえないものも少なくない（例えば、男女共同参画関連施策・貧困関連施策等）。よって、各省庁の**施策立案・評価における気候変動リスク・貢献の視点の更なる組み込みを検討**いただきたい。逆に、**気候変動関連施策の立案・評価においても、SDGs の他ゴールの観点（例えば、ジェンダー配慮・雇用・貧困等）の更なる組み込みも**お願いしたい。

多くの途上国も、コロナ禍からの復興を含め、様々な社会課題を抱える。途上国支援においても、資金の有効活用の観点から、気候変動とその他の社会課題の同時解決をはかるマルチベネフィットの創出が重要である。

【提案IV -2：世界への呼びかけ】

「あらゆる温室効果ガス削減・脆弱な人々を取り残さない適応策」の日本自らの率先実行と、**気候変動・防災・SDGs 関連国際会議等の場も活用した、各国政府・国際機関・民間セクター等への呼びかけ**

気候変動による悪影響・被害を防ぐには、以下の2点が重要。

- ①世界全体のあらゆる温室効果ガスの大幅削減・排出ネットゼロの実現
- ②世界全体の脆弱な立場の人々を含めた適応策の実装

①に関しては、日本の取組・資金のみでは困難。よって、「エネルギー起源 CO2 の国内削減・途上国削減支援の実践」「グローバル・メタン・プレッジ、森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言といった世界の有志国が参加するイニシアティブへの貢献」とともに、日本政府が立ち上げ、他国・国際機関・企業等が賛同・参画する「フルオロカーボン・イニシアティブ」の取組をさらに拡大させつつ、気候変動枠組条約締約国会議（COP）等の場も活用し、各国政府・国際機関・民間セクター（企業・NGO・投資家等）等に、あらゆる温室効果ガス削減の国際協力を促していただきたい。

②に関しても、日本の取組・資金だけでは困難。従って、日本のこれまでの防災・減災のための経験・蓄積を生かし、日本自らが率先して実践を積み重ねつつ、気候変動・防災・SDGs 関連国際会議等も活用し、女性・少女を含む世界の脆弱な立場の人々の適応策を、各国政府・国際機関・民間セクター等に呼びかけるリーダーシップも発揮していただきたい。

用語説明

1. 適応策：

気候変動による様々な悪影響の防止・軽減のための対策をとることであり、渇水対策、堤防等の施設整備、ハザードマップの作成、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温耐性品種開発・普及、生態系の保全等が挙げられる。

(環境省「気候変動適応計画の概要」参照：http://www.env.go.jp/earth/gaiyou_r.pdf)

2. 気候非常事態宣言：

2020年11月の第203回国会において、衆参両院で可決された決議。パリ協定下の温室効果ガス削減目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、もはや地球温暖化問題は気候危機の状況に至っていると認識を共有している。また、その克服のために、国際社会の名誉ある一員として脱炭素社会の実現に向けた取組を強化する旨の決意を表明している。

(衆議院「気候非常事態宣言決議案(第二〇三回国会、決議第一号)」

参照：http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/ketugi201119-1.html)

(参議院「気候非常事態宣言決議」

参照：<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/203/201120-1.html>)

3. 温室効果ガス (GHG)：

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、海や陸等の暖められた地表面から熱が大気へ放射されているが、その熱の一部は大気中に存在する気体の働きによって再び地表面に戻され、地球の平均気温が14℃前後に保たれている。この現象を温室効果と呼び、それをもたらす気体を温室効果ガス (Greenhouse Gas) と呼ぶ。CO₂、メタン、一酸化二窒素 (N₂O)、フロンガス等があり、これらが増えると温室効果が強まり、地球表面の気温が上昇する。

(気象庁「温室効果ガスとは」参照：https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p03.html)

(気象庁「温室効果ガスの種類」

参照：https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p04.html)

4. GHG 排出ネットゼロ：

GHG 排出ネットゼロ (実質ゼロ) とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを指す。パリ協定では、気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続するため、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとする必要があると示している。

(環境省「第2節 パリ協定を踏まえた我が国の気候変動への取組」

参照：<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/html/hj19010202.html>)

5. 緩和策：

気候変動に対処するため、温室効果ガスの排出を抑制すること。対策としては、省エネルギー、低炭素エネルギーの導入促進、森林等の二酸化炭素 (CO₂) 吸収源増加、メタン (CH₄) 等の他の温室効果ガス削減等が挙げられる。

(環境省「COOL CHOICE」

参照：<https://ondankataisaku.env.go.jp/communicator/learning/04.html>)

(気象庁「温室効果ガスに関する基礎知識」

参照：https://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/tour/tour_a1.html)

6. 後発開発途上国：

後発開発途上国 (LDC: Least Developed Country) とは、国連開発計画委員会 (CDP) が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会 (ECOSOC) の審議を経て、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々を指す。3年に一度 LDC リストの見直しが行われ、2021年8月現在46か国が LDC と認定されている (33か国がアフリカ)。当該国の同意を前提とした上で、3つの基準 (一人あたり GNI (国民総所得) が3年間平均で1,018米ドル以下等) を満たした国が LDC と認定される。

(外務省「後発開発途上国 (LDC: Least Developed Country)」

参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html)

7. 小島嶼開発途上国：

小島嶼開発途上国（SIDS：Small Island Developing States）とは、小さな島で国土が構成される開発途上国を指す。地球温暖化による海面上昇の被害を受けやすく、島国固有の問題（少人口・遠隔性・自然災害等）による脆弱性のために、持続可能な開発が困難だとされる。SIDS のメンバーシップに明確な定義はないが、国連事務局が公表しているリストには、太平洋・カリブ・アフリカ等の 38 か国（国連加盟国）及び複数の非国連加盟国・地域が含まれている。これらの国・地域の多くが小島嶼国連合（AOSIS：Alliance of Small Island States）に参加している。

（外務省「小島嶼開発途上国（SIDS）」

参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sids/sids.html>

8. SDGs：

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月に採択された持続可能な世界を実現するための国際目標。17ゴール・169ターゲットから構成され、2030年を目標達成年とする（一部、達成年が異なる）。先進国・途上国問わずに全ての国が行動することや、環境・経済・社会課題に統合的に取り組むこと、誰一人取り残さない（leave no one behind）こと等をうたっている。

（外務省「JAPAN SDGs Action Platform『SDGsとは』」

参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

（外務省「JAPAN SDGs Action Platform『SDGsについて』」

参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about_sdgs_summary.pdf

9. 気候変動適応計画：

気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、2018年11月に閣議決定されたもの。気候変動による被害を防止・軽減するため、政府・事業者・国民等の具体的役割を明確化するとともに、7つの基本戦略を示し、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に提示している。自治体のためのマニュアルや企業のためのガイド等も提供されている。2021年10月には気候変動適応法第8条に基づいて変更され、防災・安全保障・農業・健康等の幅広い分野で適応策が拡充された。

（環境省「気候変動への適応」参照：<http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>）

10. CBIT（透明性のための能力開発イニシアティブ）：

CBIT（Capacity Building Initiative for Transparency）は、2015年のCOP21にて、途上国による気候変動対策における透明性確保のための能力開発支援を目的として設立された基金（GEFが運営）。日本は総額500万ドルの支援を表明しており、そのうち平成29年に環境省は167万ドル拠出することを決定した。

（環境省「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）に対する拠出について」

参照：<https://www.env.go.jp/press/104790.html>）

11. パリ協定：

COP21にて採択された、途上国を含む全ての参加国に排出削減の努力を求める2020年以降の国際枠組。長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することが規定されるとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力を継続することに言及している。

（外務省「パリ協定」参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000198007.pdf>）

12. 人工衛星：

日本では、JAXA が、大気、海洋、陸面、雪氷といった地球の環境変動を長期にわたってグローバルに観測することを目的とした気候変動観測衛星 (GCOM-C) 「しきさい」や水循環観測衛星 (GCOM-W) 「しずく」等を運用している。また、JAXA・環境省・国立環境研究所の共同開発により 2009 年に打ち上げられた人工衛星いぶきによって、56,000 地点から大気中の CO₂ やメタン等を測定する取組がなされている。2018 年には、より高性能な観測センサーを搭載した後継機いぶき 2 号が打ち上げられた。(JAXA 「気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)」

参照：https://www.jaxa.jp/projects/sat/gcom_c/index_j.html)

(JAXA 「いぶき (GOSAT)」参照：<https://www.satnavi.jaxa.jp/ja/project/gosat/>)

(JAXA 「いぶき 2 号 (GOSAT-2)」参照：<https://www.satnavi.jaxa.jp/ja/project/gosat-2/>)

13. センサー技術：

センサーとは、物理的・化学的現象を測定・収集し、機械が取り扱い可能な電気信号やデータに変換・出力する装置のことを指す。それを活用したセンサー技術によって、陸域・海洋・大気中における様々な地球規模の環境観測を高精度かつ効率よく行うことができる。地球上の海表面温度や森林情報、氷河動態や温室効果ガス濃度の把握等といった正確なデータ収集を可能にし、気候変動の影響や温室効果ガス排出量、砂漠化やオゾン層破壊等の環境問題の動向を明らかにする手段として活用されている。

(国立環境研究所「宇宙から温室効果ガスを観測する」

参照：<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/69/04-09.html>)

(国立環境研究所「衛星リモートセンシングによる地球環境観測」

参照：<https://www.nies.go.jp/kanko/news/24/24-4/24-4-04.html>)

(林野庁「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き」

参照：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/smartforest/attach/pdf/smart_forestry-20.pdf)

14. 早期警報システム：

個人・地域コミュニティ・政府・企業等が災害リスクを軽減するために、タイムリーな行動をとることができるようにするための統合的なシステム（災害危険度のモニタリング・観測・予測・災害リスク評価・コミュニケーションと準備のための活動等を含む）を指す。気候変動の影響も疑われる台風・豪雨・洪水・干ばつ・熱波・寒波等の気象関連災害は、自然災害による損失に占める割合が大きくなっており、早期警報システムの充実はこうした災害への効果的な対応策の一つとして挙げられている。

(The World Bank 「分野別実務者研修会合『水文気象サービスと早期警報システム』」

参照：<https://www.worldbank.org/ja/events/2016/09/12/drmhubtokyo-technical-deep-dive-on-hydromet-services-for-early-warning>) (UNDRR 「Early warning system」

参照：<https://www.undrr.org/terminology/early-warning-system>)

15. 仙台防災枠組：

第 3 回国連防災世界会議（2015 年仙台で開催）にて採択された、2030 年までの国際的な防災の取組指針。4 つの優先行動（災害リスク理解、災害リスク管理のための災害リスクガバナンス強化、レジリエンスのための災害リスク軽減への投資、効果的な対応のための災害準備の強化と回復・復旧・復興に向けた「より良い復興」）及び 7 つのターゲット（死亡者数、被災者数、経済的損失、重要インフラの損害、防災戦略採用国数、国際協力、早期警戒及び災害リスク情報へのアクセス）等が合意された。

(外務省「仙台防災枠組 2015-2030(骨子)」参照：

http://www.bousai.go.jp/kokusai/kaigi03/pdf/09sendai_kossi.pdf)

(環境省「『気候変動×防災』概要」参照：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/114157.pdf>)

16. 世界気象機関：

世界気象機関 (World Meteorological Organization : WMO) は、国連の専門機関の一つであり、世界の気象業務の調和と統一のとれた推進に必要な企画・調整活動を行っている。気象・気候・水に関する科学情報を提供するとともに、大気の状態や大陸と海洋の相互作用、水資源の分布等を観測・監視するための国際協力も推進している。

(気象庁「世界気象機関について」参照：https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/kokusai_wmo.html)

(国連広報センター「世界気象機関」参照：

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wmo/)

17. 「気候サービスの現状」 2020 年版：

世界気象機関 (WMO) が他機関と共に気候サービス (多様なニーズへの気候情報の作成・提供) の状況をまとめて発表した報告書。現状では、世界の 3 分の 1 の人々は災害リスク削減において欠かせない気候情報のための早期警戒網で十分に守られておらず、そのシステム整備のための能力・資金を欠く国が多いことが指摘されている。こうしたシステムの普及・整備等のため、さらなる資金投入の必要性も示された。なお、「気候サービスの現状」2021 年版では水に焦点を当て、世界で 20 億人以上が水ストレスにさらされており、過去 20 年間で水に関する災害の頻度が増加していることが指摘されている。

(WMO 「2020 State of Climate Services: Risk Information and Early Warning Systems」 参照：
https://library.wmo.int/index.php?lvl=notice_display&id=21777#.YjVMDOrP239)

(WMO 「2021 State of Climate Services - Water」 参照：
https://library.wmo.int/index.php?lvl=notice_display&id=21963#.YjVM7urP239)

18. 適応に関する世界委員会：

適応に関する世界委員会 (Global Commission on Adaptation) とは、2018 年に第 8 代国連事務総長の潘基文氏らによって設立された適応への取組を加速させるための組織。2019 年発表の「Adapt now : a global call for leadership on climate resilience」では、1.8 兆米ドルを早期警戒システムや気候変動に強靱なインフラ等の 5 分野に投資することで 7.1 兆米ドルのリターンが得られる可能性が示唆された。また、2020 年発表の「State and Trends in Adaptation 2020(2020 年適応の現状と動向)」では、適応分野への投資額を 5 ~ 10 倍にする必要性が示されている。

(Global Center on Adaptation 「Adapt now: a global call for leadership on climate resilience」 参照：
https://gca.org/wp-content/uploads/2019/09/GlobalCommission_Report_FINAL.pdf)

(Global Center on Adaptation 「State and Trends in Adaptation Report 2020」 参照：
<https://gca.org/reports/state-and-trends-in-adaptation-report-2020/>)

19. 自然を基盤とした解決策 (NbS : Nature-based Solutions)：

自然生態系の持つ機能を活用して、効果的に社会課題を解決することを指し、防災、水・食料の安全保障、健康、経済発展等の多様な分野における貢献が期待されている。気候変動分野においても、2021 年 1 月に開催された気候適応サミットで NbS に関するセッションが設けられ、適応計画等への NbS の組み込みや、資金も含めた支援の拡充について議論が行われた。

(CAS2021 「CAS2021 Anchoring Event - Nature-Based Solutions」 参照：

<https://www.cas2021.com/about-cas2021/anchoring-events/ae-nature-based-solutions>)

(International Union for Conservation of Nature (IUCN) 「About Defining Nature-based Solutions」 参照：<https://www.iucn.org/theme/nature-based-solutions/about>)

20. 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)：

Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) は、防災・減災対策の実施・検討に際して、地域の特性を踏まえた生態系の保全・再生及び持続的な管理を通じて、災害への暴露を回避 (自然災害に対し脆弱な土地開発・利用を避ける等) するとともに、生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減しようとする考え方。Eco-DRR の取組が、洪水のリスク低減といった地域の防災・減災機能や産業基盤の強化、生物多様性と生態系サービスの確保等に繋がり、持続的な自然共生型社会の構築に寄与することが期待されている。

(環境省 「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」 参照：

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/eco-drr/pamph01.pdf>)

(気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) 「生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)」 参照：
https://adaptation-platform.nies.go.jp/db/measures/report_052.html)

21. グリーンインフラ：

グリーンインフラ (Green Infrastructure) とは、自然が有する多様な機能をインフラ整備や土地利用等に活用するという考え方にに基づき、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能 (生物生息場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等) を活用し、持続可能で魅力ある国土や地域づくりに貢献するもの。導入目的や対象は国際的に統一されておらず、非常に幅広い。

(国土交通省 「グリーンインフラストラクチャー〜ひとと自然環境のより良い関係を目指して〜」

参照：<https://www.mlit.go.jp/common/001179745.pdf>)

22. ESG 金融：

中長期的な視点を持ち、Environment（環境）・Social（社会）・Governance（企業統治）情報を考慮した投融資行動をとることを指す。

（日本銀行「SDGs/ESG 金融に関する金融機関の取り組み」

参照：https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/data/aft200205a1.pdf）

23. UNEP：

国連環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）は、1972年の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として設立された。現在から将来にわたって環境を保護するための国際協力を進めるにあたって、7つのサブプログラム（気候変動、災害・紛争、生態系管理、環境ガバナンス、化学物質・廃棄物、資源効率性、環境レビュー）を中心に、国連システム内における環境政策等の調整や科学・その他専門団体と協力した情報分析・提供、環境施策を実施するための途上国の能力構築等の支援を行っている。

（外務省「国連環境計画」参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/unep.html>）

24. 適応ギャップ報告書：

世界の適応計画・資金・実施状況を分析した国連環境計画（UNEP）の報告書。2021年の報告では、世界の地域レベル・国レベルの適応策に関する企画立案・資金・実施における活動と成果についての最新情報を提供している。

（UNEP「Adaptation Gap Report 2021」

参照：<https://www.unep.org/resources/adaptation-gap-report-2021>）

25. 緑の気候基金（GCF）：

緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）は、途上国の気候変動対策を支援するための国連資金メカニズム。途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）を支援するために、COP16で設立が決定した。GCF資金へアクセスを認められた国・国際機関・民間機関等を認証機関（AE:Accredited Entity）と呼ぶが、日本からは国際協力機構（JICA）と三菱UFJ銀行（MUFG）が2017年に、三井住友銀行（SMBC）が2021年に認証機関に承認されている。

（外務省「緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）」

参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000123.html）

26. 気候技術センター・ネットワーク（CTCN）：

気候技術センター・ネットワーク（CTCN：Climate Technology Centre & Network）は、技術執行委員会（TEC：Technology Executive Committee）とともに気候変動枠組条約の下に設立された気候変動に関連する技術の移転促進をはかる技術メカニズム。CTCNは、途上国から技術支援要請を受けて技術支援を行っている。TECは途上国・先進国から集まった技術専門家で構成され、技術政策課題の分析・各国政府への助言を行う。

（経済産業省「CTCN及びTEC」

参照：http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global2/ctcn_tec/index.html）

27. 気候適応サミット：

気候適応サミット（Climate Adaptation Summit）は、気候変動にレジリエントな社会を構築するためのグローバルな適応行動を加速化させることを目指して、世界のリーダーが多数参加し、2021年1月に開催された国際サミットである。日本からは、赤羽国土交通大臣（当時）が閣僚級対話に、小泉環境大臣（当時）が閉会セッションに登壇した。

（Global Center on Adaptation「GCA announces key adaptation initiatives at Climate Adaptation Summit 2021」参照：

<https://gca.org/news/gca-announces-key-adaptation-initiatives-at-climate-adaptation-summit-2021/>）

（国土交通省「気候適応サミット閣僚級対話に赤羽大臣が出席」参照：

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007812.html）

28. 多国間開発銀行：

多国間開発銀行（MDBs：Multilateral Development Banks）は、金融・技術支援や知的貢献を通じて、途上国の貧困削減や持続的な経済・社会の発展を支援する国際機関の総称。MDBsは、全世界を支援対象とする世界銀行と各所轄地域を支援する地域開発金融機関（アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）を指す。各MDBには、所轄地域に限らず、借入国である途上国と資金提供者である先進国の両方が幅広く加盟している。

（財務省「国際開発金融機（MDBs）～世界銀行、アジア開発銀行等～」

参照：https://www.mof.go.jp/international_policy/mdbs/index.html）

29. 地球環境ファシリティ（GEF）：

GEF（Global Environment Facility）は、気候変動枠組条約や生物多様性条約等5つの環境関連条約の資金メカニズムであり、途上国で行う地球環境保全のプロジェクトに対して主に無償資金を供与している。

（外務省「地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）」

参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/gbl_env.html）

30. IPCC：

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。5～7年ごとに評価報告書、不定期に特別報告書、技術報告書、方法論報告書を作成・公表する。「1.5℃特別報告書」が2018年に公表された。また、2021年から第6次評価報告書（AR6）サイクルにおける各報告書が順次公表されている。2021年8月に「AR6第1作業部会報告書（自然科学的根拠）」、2022年2月に「AR6第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）」が公表され、残る「AR6第3作業部会報告書（気候変動の緩和）」は同年4月に、「AR6統合報告書」は同年9月に公表予定となっている。

（環境省「IPCC『1.5℃特別報告書』の概要」

参照：http://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/ar6_sr1.5_overview_presentation.pdf）

（気象庁「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）」

参照：<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/index.html>）

（環境省「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）サイクル」

参照：<https://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/index.html>）

31. 化石燃料：

石油、石炭、天然ガス（LNG）等の地下に埋蔵されている燃料資源。日本の場合、主に海外から輸入されている。2011年東日本大震災後に原子力発電所が停止した影響もあり、火力発電所の稼働が増え、2018年度時点の化石燃料依存度は85.5%となっている。

（経済産業省資源エネルギー庁「2020—日本が抱えているエネルギー問題（前編）」

参照：https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energyissue2020_1.html）

32. 資源効率性：

資源効率性（Resource Efficiency）とは、資源投入あたり生み出される価値（財やサービス等）がどのくらいかを表す指標。地球の資源供給や生態系が吸収できる環境負荷には限界があるため、環境への影響を最小限に抑えつつ、地球の限られた資源を持続可能な方法で利用するため、資源効率性の向上が重要となる。

（欧州委員会「Resource Efficiency」参照：

https://ec.europa.eu/environment/resource_efficiency/）

（内閣府経済社会総合研究所（ESRI）「持続可能性指標と幸福度指標の関係性に関する研究報告書」参照：

https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/hou/hou066/hou66_07b.pdf）

33. 温室効果ガス排出量 / 吸収量インベントリ :

一国の1年間の温室効果ガス排出・吸収量をとりまとめたデータのことを一般的に「温室効果ガスインベントリ (Greenhouse Gas Inventory)」という。日本を含む附属書I国 (先進国) は毎年このデータを国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、対象ガスはCO₂、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃)。

(環境省「温室効果ガスインベントリの概要」)

参照 : <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/overview.html>

34. コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ (PaSTI) :

PaSTI (Partnership to Strengthen Transparency for Co-Innovation) は、環境省が世界資源研究所 (WRI) と共同で、2017年COP23において設立したイニシアティブ。パリ協定を実効性ある枠組とするため、各国の気候変動対策に関する基礎情報、制度整備や対策等の透明性強化と、透明性向上による各国対策のポテンシャルやニーズ、民間企業・自治体が有する技術・知識の可視化、それに伴う民間の参画・投資・更なる協力促進を目的とする。2018年には日本・インドネシア間で、PaSTIに基づく民間セクターの透明性向上に関する初の二国間意向書に署名がなされ、2019年にはPaSTIがASEAN加盟国の気候変動対策において重要な役割を担っていることが確認された。

(環境省「PaSTI (コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ)」)

参照 : <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/pasti/index.html>

35. フリーライダー :

フリーライダー (Free Rider) とは、活動に必要なコストを負担せずに利益だけを享受する (ただ乗りする) 者を指す。例えば、パリ協定において、自らは気候変動対策をとらずに他国の排出削減によってもたらされる利益にただ乗りする国が増えると、世界全体が協調して取り組むという枠組の根本が崩れ、その効果が大きく減退することが懸念される。

(経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」)

参照 : https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170414001_02.pdf

36. 強化された透明性枠組み (ETF) :

パリ協定の実施を促進するため、第13条において「行動及び支援の強化された透明性の枠組み」 (Enhanced Transparency Framework : ETF) が規定されており、温室効果ガス排出量・吸収量や緩和・適応対策等の実施及び技術・資金等の支援に関する進捗・達成状況の把握に必要な情報を提供することが定められている。

(環境省「COP21の成果と今後」)

参照 : http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-c.pdf

(環境省「パリ協定」参照 : http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo/10a01tr_jp.pdf)

37. メタン :

メタンは、人為起源の温室効果ガス総排出量のうち約16%を占める。湿地・池・水田等で枯れた植物が分解する際や天然ガス採掘の際、家畜のげっぷ等から発生するが、同量のCO₂の28倍の温室効果がある。

(気象庁「地球温暖化に関する知識」)

参照 : https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/pdf/all.pdf

(環境省「メタンの全大気平均濃度の2021年の年増加量が2011年以降で最大になりました～温室効果ガス観測技術衛星GOSAT (「いぶき」) の観測データより～」参照 : <http://www.env.go.jp/press/110696.html>)

38. カーボンニュートラル：

カーボンニュートラルとは、ライフサイクルの中で、CO₂の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロ（炭素中立）であることを指す。2020年10月第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣（当時）が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言したが、日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、CO₂だけに限らず、メタン、一酸化二窒素、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にするとされている。

（EIC ネット「カーボンニュートラル」参照：<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=3670>）

（環境省「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて」

参照：http://www.env.go.jp/earth/2050carbon_neutral.html）

（経済産業省資源エネルギー庁「『カーボンニュートラル』って何ですか?（前編）～いつ、誰が実現するの?」

参照：https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_neutral_01.html）

39. 自然エネルギー：

太陽光、太陽熱、水力、風力、潮力、地熱等の自然現象から得られるエネルギー。化石燃料が枯渇の不安を抱えるのに対し、太陽が照りつづけ、地球内部の熱源が冷めない間は、枯渇の心配がない。

（EIC ネット「【コラム】自然エネルギーって何?」

参照：<https://www.eic.or.jp/library/ecolife/energydir/energy29.html>）

40. 蓄エネルギー：

蓄エネルギーとは、エネルギーを蓄積しておいて、必要な時に取り出して利用する考え方。代表的な技術・手段としては蓄電池が挙げられるが、再生可能エネルギーの大量導入における調整力確保や停電時の電力確保等の観点から、重要性が高まっている。

（経済産業省、文部科学省「エネルギー・環境技術のポテンシャル・実用化評価検討会報告書」

参照：<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190610002/20190610002-1.pdf>）

41. 分散型エネルギー：

比較的小規模かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。各地域の特性も踏まえた多様な供給力を組み合わせて最適に活用することで、エネルギー供給のリスク分散や温室効果ガス排出削減等に繋がる効果も期待される。近年の大震災や台風等によって集中型エネルギーシステムの脆弱性が顕在化しており、分散型エネルギーシステム構築の機運が高まっている。

（資源エネルギー庁「分散型エネルギーについて」

参照：https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/006/pdf/006_05.pdf）

42. JCM：

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）は、途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度。途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、日本の削減としてカウントする。日本はこれまでに、アジア、アフリカ、島嶼国、中南米及び中東の17か国と署名済み。

（外務省「二国間クレジット制度（JCM）」

参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html）

43. クレジット：

低炭素技術普及や温室効果ガスを吸収する取組等によって発生した温室効果ガスの削減量や吸収量に応じて発行され、他の国や企業への移転を可能にするもの。例えば、日本が進めているJCMでは、日本が技術やシステム等を途上国に提供して温室効果ガス削減等のプロジェクトを行い、それにより得た削減分をクレジットとして二国間で分けあう。国内では、省エネルギー機器導入や森林経営等により温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国がクレジットとして認証する「J-クレジット制度」がある。

（資源エネルギー庁「『二国間クレジット制度』は日本にも途上国にも地球にもうれしい温暖化対策」

参照：<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/jcm.html>）

（Jクレジット制度ウェブサイト参照：<https://japancredit.go.jp/>）

44. エネルギーアクセス:

すべての人々に手ごろで持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することは、SDGs のゴール7に掲げられている主要な課題の一つである。世界で見ると、2019年時点で、7億5,900万人が電力を利用できない状況にある。

(外務省「SE4All(Sustainable Energy for All)(万人のための持続可能なエネルギー)」

参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page3_000954.html)

(国連広報センター「SDGs 報告 2021」

参照：https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/)

45. リスキリング:

リスキリング (Reskilling) とは、社会や産業の変化に対応した新たなスキルを獲得するための人材再教育を指す。企業経営においても非常に重要な課題と認識されており、2020年世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) にて「リスキリング革命 (Reskilling Revolution)」というイニシアティブが発表された。気候変動問題においても、脱化石燃料等の気候変動対策に伴う雇用の喪失が指摘されている。

(世界経済フォーラム「Jobs of Tomorrow: Mapping Opportunity in the New Economy」

参照：<https://www.weforum.org/reports/jobs-of-tomorrow-mapping-opportunity-in-the-new-economy>)

(世界経済フォーラム「We need a global reskilling revolution - here's why」

参照：<https://www.weforum.org/agenda/2020/01/reskilling-revolution-jobs-future-skills/>)

46. グローバル・メタン・プレッジ:

グローバル・メタン・プレッジ (Global Methane Pledge) は、英国グラスゴーで開催された COP26 で発足したイニシアティブであり、世界のメタン排出量を 2030 年までに 2020 年比で少なくとも 30% 削減することを目指している。日本を含め、世界の 100 を超える国・地域が参加を表明している。

(Global Methane Pledge ウェブサイト参照：<https://www.globalmethanepledge.org/>)

47. 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言:

森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言 (Glasgow Leaders' Declaration on Forests and Land Use) は、英国グラスゴーで開催された COP26 で発表された宣言であり、2030 年までに森林減少や土地劣化を食い止め好転させることを目標とする。日本を含む 142 ヶ国以上が参加し、世界の森林の 90% 以上をカバーする。

(林野庁「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言の概要」

参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-19.pdf>)

48. フルオロカーボン・イニシアティブ (IFL):

冷凍空調部門 (クーリング・セクター) で冷媒として使用されるフロン需要は増加しており、生産から再生 / 破壊に至るまでのライフサイクル全体における排出抑制を目的とした活動を促進するイニシアティブ。気候変動緩和やオゾン層破壊への対策に貢献するとともに、資源効率性向上やイノベーション活性化、持続可能な経済成長や雇用創出に繋がることも期待されている。2019 年 12 月の COP25 において設立が発表され、2021 年 12 月現在、日本を含む 10 か国と 4 国際機関、16 の国内企業・団体が賛同している。

(環境省「フルオロカーボン・イニシアティブ」

参照：http://www.env.go.jp/earth/ozone/fluorocarbon_initiative/fluorocarbon_initiative-J-ver01.html)

49. フロン:

フロンとは、フルオロカーボン (フッ素と炭素の化合物) の総称で、20 世紀に開発された自然界に存在しない人工物質。不燃性・化学的に安定・液化しやすいという性質をもつことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒から、断熱材等の発泡剤、半導体・精密部品の洗浄剤、スプレー噴射剤まで幅広く使用されている。オゾン層を破壊するものや温室効果が非常に高いものもある。

(経済産業省「施策の概要 (1) フロンとは」

参照：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_dispoition.html)

50. CFC/HCFC :

CFC (クロロフルオロカーボン) と HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) は「特定フロン」と呼ばれ、大気中に放出されると上空成層圏まで達し、オゾン層を破壊するとともに、CFC は同量の CO₂ の 3,800 ~ 8,100 倍、HCFCs は 90 ~ 1,800 倍の温室効果がある。一方、HFC (ハイドロフルオロカーボン) は一般に「代替フロン」と言われ、オゾン層を破壊しないが、同量の CO₂ の 140 ~ 11,700 倍の温室効果がある。

(環境省「オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係」)

参照 : <https://www.env.go.jp/council/06earth/y066-01/ref05.pdf>

(経済産業省「施策の概要 (1) フロンとは」)

参照 : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_dispotion.html

(経済産業省「施策の概要 (2) オゾン層破壊問題の出現」)

参照 : http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_hakai.html

51. モントリオール議定書 :

オゾン層の保護を目的とした国際協力を進めるための研究や情報交換に関する基本的枠組を定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の下で 1987 年に採択。オゾン層破壊のおそれがある物質を特定し、当該物質の生産・消費・貿易を規制し、人の健康及び環境を保護することを目的とする。

(外務省「オゾン層保護 (ウィーン条約 : Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer モントリオール議定書 : Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer)」)

参照 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/ozone.html>

52. 回収処理システム :

フロンガスを回収し、破壊等の処理を行うシステムのこと。オゾン層を守り地球温暖化を防ぐためには、そのまま大気に放出せず、エアコン等の各種冷凍空調機器に充填されているフロン類 (CFC、HCFC、HFC) を適切に回収・処理をする必要がある。日本では、2001 年制定のフロン回収・破壊法 (特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律) や、フロン回収・破壊法が改正され 2015 年に施行されたフロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律) によって、フロン回収処理システムが構築されている。2020 年 4 月には改正フロン抑制法が施行され、対策が強化された。

(経済産業省「フロン排出抑制法の概要」)

参照 : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_outline.html

(国立研究開発法人国立環境研究所「フロン回収・処理技術」)

参照 : <http://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=30>

53. 冷媒 :

空気中の熱を移動させる役割をもつ物質のことで、従来、エアコン等の冷媒に使用されてい CFC や HCFC に含まれる塩素がオゾン層を破壊する原因の一つとなっていた。現在は、「代替フロン」として塩素を持たない HFC が主流となっているが、温室効果が大きく、地球温暖化の原因になると指摘されているため、これに代わる低温室効果のグリーン冷媒や自然冷媒が注目を集めている。

(経済産業省「施策の概要 (1) フロンとは」)

参照 : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_dispotion.html

(経済産業省「フロン対策の現状について (平成 31 年 1 月)」)

参照 : https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/pdf/006_07_00.pdf

(ダイキン「楽しく学ぼう!『エアコンと環境』」)

参照 : <https://www.daikin.co.jp/csr/information/lecture/lec04.html>

54. ブラックカーボン :

ブラックカーボン (Black Carbon) は、化石燃料やバイオマス等が燃焼した際に発生する煤煙の主要成分である黒色炭素粒子である。可視光を強く吸収するため、ブラックカーボンの削減は地球温暖化対策になり、大気中に残存する期間が短いことから、その削減効果を早期に出すことができると指摘されている。さらに、ブラックカーボンの削減は、呼吸器系等の健康影響を改善することにもつながる。

(国立研究開発法人国立環境研究所「短寿命気候汚染物質 : (Short-Lived Climate Pollutants: SLCPs)」)

参照 : <https://www.nies.go.jp/kanko/news/31/31-5/31-5-04.html>

(CCAC「Short-Lived Climate Pollutants (SLCPs)」)

参照 : <https://www.ccacoalition.org/en/content/short-lived-climate-pollutants-slcps>

55. 短寿命気候汚染物質 (SLCPs) :

SLCPs (Short-Lived Climate Pollutants) は、大気中での化学的な寿命が数日から数十年程度と比較的短く、気候を温暖化する作用を持つ物質のこと。メタン、対流圏オゾン、ブラックカーボン等が含まれる。

(国立研究開発法人国立環境研究所「短寿命気候汚染物質 : (Short-Lived Climate Pollutants: SLCPs)」

参照 : <https://www.nies.go.jp/kanko/news/31/31-5/31-5-04.html>)

56. 気候変動枠組条約 :

気候変動枠組条約 (UNFCCC : United Nations Framework Convention on Climate Change) は、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極目標として、1992年に採択された。本条約に基づき1995年から気候変動枠組条約締約国会議 (COP : Conference of the Parties) が毎年開催されている。

(環境省「気候変動の国際交渉」参照 : <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html>)

57. 地球温暖化対策計画 :

COP21でパリ協定が採択され、IPCCによる第5次評価報告書や日本の約束草案 (2020年以降の温暖化対策に関する日本の目標) を提出したことを受けて、その達成に向けた取組を含む総合的かつ計画的な温暖化対策推進のため2016年に策定された計画。温室効果ガスの排出抑制・吸収量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方自治体が講ずべき施策等について記されている。2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減するという新たな削減目標も踏まえ、2021年10月に5年ぶりに改訂され、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載している。

(環境省「地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定)」

参照 : <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>)

(環境省「地球温暖化対策計画の概要」

参照 : https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/tikyuondankataisakukeikaku_gaiyou.pdf)

58. 海外展開戦略 :

日本の海外経済協力に関する重要事項を議論・戦略的かつ効率的な実施を図るために設置された経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」に基づき、日本の強みや国内外の市場動向等を踏まえ、重点分野や課題、海外展開取組の方向性をまとめたもの。各分野 (電力、鉄道、情報通信、宇宙、農業・食品、環境、リサイクル、医療、都市開発・不動産開発、港湾、空港、水、防災等) の戦略が策定されている。

(首相官邸「経協インフラ戦略会議」参照 : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>)

59. SDGs アクションプラン :

日本がSDGs達成のために実施する具体的な取組や方向性等を示したもの。アクションプラン2022は、2030アジェンダに掲げられている5P (People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)) に基づき、重点事項を定めている。

(持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部ウェブサイト参照 : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>)

資 料

気候危機に対応するための日本の施策と国際発信に関する提案 ～国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）を機に～

「環境・持続社会」研究センター（JACSSES）

COP26(10/31～11/12)開催に合わせ、当センターは、気候変動に起因する被害を最大限防ぐため、日本政府が気候変動政策を強化するとともに、COPの場も活用し、世界の取組促進のための発信を、以下の通り行うことを提案する。

提案要旨：

- ① 気候変動の悪影響を受けやすく、対処するためのリソースに乏しい最も脆弱な人々/コミュニティに対する適応策を強化・実践
- ② 気温上昇を1.5℃に抑えるため、世界全体におけるCO₂・メタン・フロン等のあらゆる温室効果ガス削減に貢献
- ③ 世界全体の進捗評価の場であるグローバル・ストックテイクに正確な情報を送るために、透明性枠組に基づく報告を行うための途上国への能力開発支援を実施
- ④ 気候変動問題におけるジェンダー等への配慮の必要性も鑑み、UNFCCCの気候変動とジェンダーに関する議論への日本の積極的参加と施策への反映・発信

提案1：SDGs「誰一人取り残さない」観点からの適応策

- 途上国への気候資金拠出や支援において、以下を世界に表明・呼びかけ
 - ・ 適応に対する支援を強化
 - ・ 特に、気候変動の影響がより深刻になり得る 最も脆弱な人々/コミュニティへの配慮・支援を実践
- 上記のために、相手国政府・関係機関（資金拠出している緑の気候基金、気候技術センター・ネットワーク、アジア開発銀行、世界銀行等）・民間セクター等とも連携し、途上国における気候変動影響評価や適応計画策定・早期警報システム構築・災害に強い居住環境整備・水/食料等の資源へのアクセス改善等への支援を強化

<背景・理由>

- 世界はすでに極端な気象現象等に晒されており、パリ協定第7条1における適応に関する世界全体の目標「適応能力の向上・強靱性の強化・脆弱性の低減」のための行動・支援の実践が求められている。
- 10月22日閣議決定の気候変動適応計画において、日本政府は、本年6月のG7コーンウォールサミットにおいて表明した通り、2021年～2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を実施し、そのうち適応分野の支援を促進していくとしている。また、同計画には、途上国支援において脆弱性の高い集団・地域へ配慮することや、ジェンダー配慮・地域住民の参加の促進等の気候変動枠組条約下のパリ協定のルールブック等に沿うよう留意することが記載された。

- 日本が積極的に取り組むSDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念として謳い、ターゲット13.bで「後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する」と規定し、脆弱な人々/コミュニティに焦点を当て対策を講じる必要性を示している。脆弱層・貧困層は気候変動影響への適応能力やリソースが不足している場合が多く、気候変動による悪影響・被害を受けやすい。コロナの影響で貧困が拡大している今、そうした人々/コミュニティが適応策をとれるよう国際社会が支援することが求められる。
- 例えば、UNICEF¹は、子供の視点から気候変動リスクを分析した報告書を発表しており、特定の主体やコミュニティへの気候変動リスクを分析・対策をとる必要性が高まっている。

提案2：世界のあらゆる温室効果ガス削減

- 日本が設立した「フルオロカーボン・イニシアティブ」や参加を表明した「グローバル・メタン・プレッジ」等を通じ、世界のCO2ネットゼロはもちろん、その他の温室効果ガスの大幅な削減にも最大限貢献していくことを世界に表明・呼びかけ

<背景・理由>

- 産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えるには、できるだけ多くのあらゆる温室効果ガスを世界全体で迅速かつ効率的に削減する必要がある。本年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第I作業部会報告書（自然科学的根拠）では「人為的な地球温暖化を特定の水準に制限するには、CO2の累積排出量を制限し、少なくともCO2正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある」と示されている。
- 例えば、世界ではCO2の次に排出が多く温室効果も高いメタンに関し、G20エネルギー・気候合同大臣コミュニケ（パラ25）にて「我々は、メタンの排出が気候変動に大きく寄与していることを認識し、各国の状況に応じて、メタンの排出削減が気候変動とその影響を抑制するための最も早く、最も実行可能で、最も費用対効果の高い方法の一つであることを認識する。」と記載され、世界的にCO2以外の温室効果ガス排出削減への機運も高まっている。
- 2020年の菅前総理所信表明演説では「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と述べられた。日本が目指す「カーボンニュートラル」は、CO2だけに限らず、メタン・N2O・フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にしているとされている²が、CO2以外の温室効果ガス削減や世界全体の削減への貢献については未だ社会全体の注目・取組が乏しい。
- 日本政府は、2019年のCOP25にてフルオロカーボン（フロン）のライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブを設立。これには本年7月27日現在、14の国・国際機関が参加（16の国内企業・団体も参加）。また、世界のメタン排出量を2030年までに2020年比30%削減することを目標とする国際的なイニシアティブで、COP26で正式に立ち上げられる予定の「グローバル・メタン・プレッジ」に日本政府も9月に参加を表明。

¹ 参照) UNFCCC <https://unfccc.int/news/one-billion-children-at-extremely-high-risk-of-the-impacts-of-the-climate-crisis>

² 参照) 資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/carbon_neutral_01.html

提案3：透明性枠組に基づく報告履行のための途上国支援

- ▶ 日本が蓄積してきたインベントリ作成/報告ノウハウや日本が設立した「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ」等を活用し、途上国の温室効果ガス排出量/吸収量・緩和策・適応策等の現状把握・透明性を向上させる支援（具体的には、NDC進捗状況追跡、緩和効果定量化、BTR作成、専門家訓練等の能力構築、関連制度やデータ管理システム確立・改善等への協力）を継続・強化
- ▶ パリ協定下で設置され日本も資金を拠出する「透明性のための能力開発イニシアティブ」等も活用し、「適応報告」を行うよう途上国に促しつつ、その実施のための支援を世界に呼びかけ、他国/機関の取組も促進。適応報告の内容は、自国の優先事項や支援ニーズ等を含めることができるが、特に、自国内の脆弱な人々/コミュニティに対する気候変動の影響・適応能力の向上のための対策が含まれるべき

<背景・理由>

- パリ協定には、各国の緩和及び適応の取組を徐々に進化させていくための計画・実行・レビューのサイクルがあり、「強化された透明性枠組み」により、各国の実行を国連に調査・報告し、評価を行うことで、緩和と適応の取組のレベルを上げていくための柱となっている。
- 各国による最初の隔年透明性報告書（BTR）の提出期限は遅くとも2024年12月31日までと迫っており、特に、温室効果ガス排出量/吸収量等の現状把握や精度に大きな課題を抱える途上国の能力開発やシステム構築が急務である。
- 各国が行う適応報告は、グローバル・ストックテイク³において各国が直面する課題・支援ニーズ・優良事例等の共有を促し、今後の適応策のより効果的な実施につながることを期待される。ただし、パリ協定では、適応報告が任意となっている（義務でない）ため、適応報告をしっかりと行うよう各国に呼びかけつつ、そのためのリソースに乏しい途上国を後押しすることも必要。その際、自国内の脆弱な人々/コミュニティに配慮がなされているか・どのような適応策支援が必要かも把握できることが重要。

提案4：気候変動とジェンダーに関する施策・発信

- ▶ パリ協定をはじめとするUNFCCC合意及びSDGs達成に向け、日本政府の気候変動に関する施策・予算へのジェンダー配慮・主流化の組み込み及び具体化
- ▶ 気候変動・エネルギー関連施策の立案及び実施過程への女性を含む多様なステークホルダーの更なる参画を推進し、気候変動による悪影響を防ぐために必要な緩和・適応両面での多様な取組（再エネ・省エネも含め）に対する活躍を後押し
- ▶ 「気候変動」×「ジェンダー平等」に積極的に取り組んでいくことを世界に発信。特に、COPのような国際的な場において、気候変動の被害を受けやすい途上国の脆弱な女性への適応策支援を強化・実践していくことを世界に表明し、他国・国際機関にも取組を呼びかけ

³ グローバル・ストックテイクは、パリ協定第14条に規定されている、各国の報告やIPCC最新報告書等の情報を基に、5年ごとに世界全体における気候変動対策の実施状況を検討・評価する仕組み。

<背景・理由>

- パリ協定は、前文でジェンダー平等と女性のエンパワーメント・人権等の重要性が謳われ、複数の条文やルールブックもジェンダー配慮の重要性に言及。2019年のCOP25では、強化されたジェンダーに関するリマ作業計画(Enhanced Lima work programme on gender)及びジェンダー・アクションプラン(gender action plan)が策定された。
- 上記の背景には、性別役割分業や文化的な規範等により、女性や少女は気候変動による被害を受けやすい状況がある。特に、途上国では、食料や水、燃料の確保は女性の役割であることが多く、それらが入手困難になることは女性に大きな影響を与える。適応策をとることは、女性の負担を軽減し社会進出等の可能性を高め、ジェンダー平等につながる。
- SDGsでは「環境・社会・経済課題の統合的解決」が目指され、その達成には、ゴール13気候変動と他のゴール・ターゲットとのトレードオフ回避やマルチベネフィット創出（複数ゴールの同時達成）が重要。日本のSDGsアクションプラン2021も、重点項目に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」及び「女性の参画/ダイバーシティ」が含まれ、それらの同時達成が求められる。
- 10月22日に閣議決定された気候変動適応計画にはジェンダー平等や脆弱性の高い集団・地域にも配慮した意志決定・合意形成プロセスの充実を図りつつ施策を展開することが必要となる旨が記載された。
- 国際的には、国連機関（気候技術センター・ネットワーク〈CTCN〉等）による自然エネルギー導入における女性の雇用促進の取組や、The Clean Energy Education and Empowerment International Initiative（C3E International）によるクリーンエネルギー分野への女性の参加促進とジェンダーギャップの解消を目指す取組等が進められている。
- 温室効果ガス削減に関する女性の貢献に関しては、上記のような自然エネルギー・クリーンエネルギー分野に限らず、例えば、民生家庭部門の温室効果ガス排出抑制に不可欠な各家庭での省エネ対策やエネルギー選択・管理等は、現状では女性の方が関心が高いケースが多いと考えられ、多様な形で女性の参画・活躍を促すことが重要。



【本提言へのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

遠藤理紗（気候変動プログラムリーダー、事務局次長）

足立治郎（事務局長）

東京都港区赤坂1-4-10赤坂三鈴ビル2階

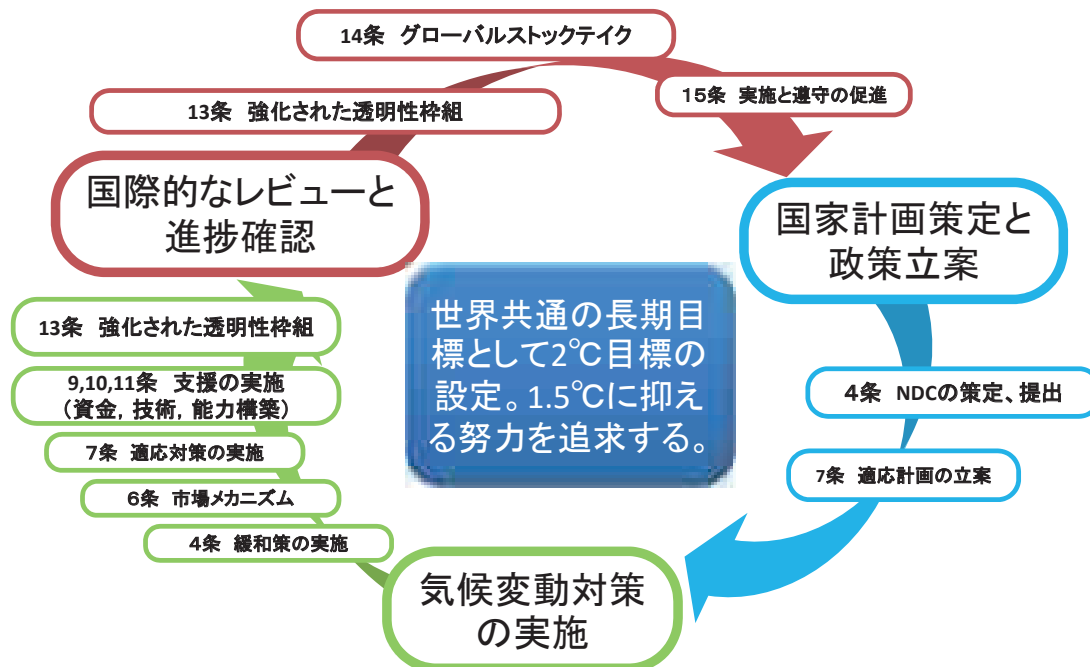
Tel:03-3505-5552、Fax:03-3505-5554

E-mail:jacsces@jacsces.org

パリ協定の概要

目的	世界共通の 長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持 。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成 できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って 急激に削減 。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す 。
長期戦略	全ての国が長期の低排出開発戦略 を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク （世界全体での棚卸し）	5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認 する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

パリ協定のPDCA



Decision-/CMA.3

グラスゴー気候合意

パリ協定締約国会合は、

パリ協定第 2 条を想起し、

また、決定 3/CMA.1 及び決定 1/CMA.2 決定を想起するとともに、

決定-CP.26 に留意し¹

持続可能な開発と貧困撲滅に向けた努力の文脈で気候行動を強化するために、気候変動に対処し、地域的及び国際的な協力を促進する際の多国間主義の役割を認め、

特に開発途上締約国との連帯を示しつつ、2019 年のコロナウイルス感染症の壊滅的な影響、及び持続可能かつ強靱で包摂的な世界全体の復興を確保することの重要性を認識し、

また、気候変動が人類共通の関心事であり、締約国が、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民の権利、地域社会、移民、子供、障がい者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発の権利、ジェンダー平等、女性の自律的な力の育成及び世代間の衡平性を尊重し、促進し、考慮すべきであることを確認し、

気候変動に対処するための行動を起こす際に、すべての生態系（森林、海洋及び雪氷圏を含む。）の本来のままの状態における保全及び生物多様性の保全（「母なる地球」として一部の文化によって認められるもの）を確保することの重要性に留意し、並びに「気候の正義」の概念の一部の者にとっての重要性に留意し、

グラスゴーにおける世界リーダーズサミットに参加した国家及び政府の首脳に対し、引き上げられた目標及び行動の表明、並びに 2030 年までに部門毎の行動を加速させるための非締約国関係者との協力に関する約束に関し謝意を表明し、

気候変動への対処及び対応における先住民、地域社会及び市民社会（若者や子供を含む。）の重要な役割を認識するとともに、多くのレベルでの協力的な行動が緊急に必要であることを強調し、

¹第 26 回締約国会合の議題 2(f)で提案された「グラスゴー気候合意」と題する決定書案。

I. 科学と緊急性

1. 効果的な気候行動及び政策立案のためには、利用可能な最良の科学が重要であることを認める。
2. 気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書への第1作業部会の報告書²、及び世界気象機関による気候の状態に関する最近の世界全体及び地域の報告書を歓迎し、2022年の科学上及び技術上の助言に関する補助機関に今後の報告書を提出することを気候変動に関する政府間パネルに招請する。
3. 人間活動がこれまでに約摂氏 1.1 度の温暖化を引き起こしていること、影響が既にすべての地域で感じられていること、また、パリ協定の温度目標達成と統合的なカーボンバジェットが今や小さく、急速に枯渇していることに、警告と最大限の懸念を表明する。
4. パリ協定は衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施されると規定するパリ協定第2条2を想起する。
5. パリ協定の目標実施における隔たりに対処するため、この決定的な 10 年間における緩和、適応及び資金に関連する野心と行動を強化することの緊急性を強調する。

II. 適応

6. 気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書への第1作業部会の報告書から得られた見解（気候及び気象の極端な事象並びにそれらの人間と自然に対する悪影響が追加的な気温上昇と共に増加し続けることを含む。）に深刻な懸念をもって留意する。
7. 開発途上締約国の優先事項とニーズを考慮しつつ、利用可能な最良の科学に沿って、気候変動に対する適応能力を高め、強靱性を強化し、脆弱性を低減するため、資金、能力構築、技術移転を含む行動と支援の規模を拡大することの緊急性を強調する。
8. これまでに提出された適応に関する情報と国別適応計画は適応行動と優先事項の理解と実施を促進するものであり、歓迎する。

²気候変動に関する政府間パネル。2021.2021年の気候変動。The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書へのワーキンググループIの貢献)。V Masson-Delmotte, P Zhai, A Pirani, et al. (eds.). Cambridge: Cambridge University Press. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/> で入手可能。

(環境省暫定訳)

9. 適応策を地方、国、地域の計画にさらに統合することを締約国に強く求める。

10. 決定 9/CMA.1 に従い、世界全体の実施状況の検討（グローバル・ストックテイク）に適時な情報を提供するため、まだ提出していない締約国に対し、パリ協定第 4 回締約国会合（2022 年 11 月）に先立ち、適応に関する情報を提出するよう要請する。

11. パリ協定の効果的な実施における適応に関する世界全体の目標の重要性を認め、適応に関する世界全体の目標に関する包括的な 2 年間のグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画の開始を歓迎する。

12. グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画の実施は、パリ協定第 3 回締約国会合の直後に開始されることに留意する。

13. 気候変動に関する政府間パネルに対し、パリ協定第 4 回締約国会合において、適応に必要な事項への評価に関連するものを含め、第 6 次評価報告書への第 2 作業部会の報告書から得られた見解を提示するよう招請し、研究者コミュニティに対し、気候変動の地球規模、地域規模及び局所的な影響、対応の選択肢、並びに適応に必要な事項への理解を深めるよう求める。

III. 適応資金

14. 開発途上締約国における気候変動の影響の悪化に対応するためには、現在の適応のための気候資金の供与が依然として不十分であることに懸念をもって留意する。

15. 国別適応計画及び適応に関する情報の策定及び実施を含め、世界全体の取組の一環として開発途上締約国のニーズに対応するため、適応のための気候資金、技術移転及び能力構築の提供の規模を緊急かつ大幅に拡大することを先進締約国に強く求める。

16. 適応に特化した支援を提供する適応基金の価値を含め、適応資金の適切性と予見可能性の重要性を認め、先進締約国に対し、複数年の約束を検討するよう招請する。

17. 適応基金及び後発開発途上国基金への拠出を含め、開発途上締約国の適応を支援するため、その増大するニーズに対応し、適応を支援するための気候資金の供与を増やすとの多くの先進締約国による最近の約束は、従前の努力と比較して大きな進捗を示しており、これを歓迎する。

18. パリ協定第9条4を想起しつつ、規模拡大した資金源の供与において緩和と適応との間の均衡を達成する文脈において、開発途上締約国に対する適応のための気候資金の供与を先進締約国全体で2025年までに2019年の水準から少なくとも2倍にすることを先進締約国に強く求める。

19. 特に適応のための気候計画達成に必要な規模の資金を供与するため、資金動員を強化することを国際開発金融機関、その他の金融機関及び民間部門に求めるとともに、民間の資金源から適応資金を動員するための革新的な取組及び措置を引き続き検討することを締約国に奨励する。

IV. 緩和

20. 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること、及びその気温上昇を工業化以前より摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続するというパリ協定の気温目標を再確認する。

21. 気候変動の影響は、摂氏1.5度の気温上昇の方が、摂氏2度の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温の上昇を摂氏1.5度に制限するための努力を継続することを決意する。

22. 世界全体の温暖化を摂氏1.5度に制限するためには、世界全体の温室効果ガスの排出量を迅速、大幅かつ、持続可能的に削減する必要があること（2010年比で2030年までに世界全体の二酸化炭素排出量を45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む。）を認める。

23. また、このためには、この決定的な10年間に、利用可能な最良の科学的知見と衡平性に基づき、各国の異なる事情に照らした共通だが差異のある責任及びそれぞれの能力を反映し、持続可能な開発と貧困撲滅のための努力の中で、行動を加速させる必要があることを認める。

24. パリ協定の気温目標達成に向けた進展を示す、新たな又は更新された国が決定する貢献、温室効果ガスの低排出型発展のための長期的な戦略、その他の行動を通報する締約国の努力を歓迎する。

25. パリ協定の下での³国の決定する貢献に関する統合報告書の結果に重大な懸念を持って留意する。それによると、提出されたすべての国の決定する貢献の実施を考慮した場合、2030年の温室効果ガスの総排出量は2010年のレベルより13.7%増加すると推定される。

³文書 FCCC/PA/CMA/2021/8/Rev.1 および https://unfccc.int/sites/default/files/resource/message_to_parties_and_observers_on_ndc_numbers.pdf を参照。

26. 締約国がパリ協定第 4 条 2 に従い加速された行動と国内の緩和策の実施を通じて、総排出量を削減する努力を強化することが緊急に必要であることを強調する。

27. この決定的な 10 年間に緩和の野心及び実施の規模を緊急に拡大するための作業計画を策定することを決定し、全体としての実施状況の検討（グローバル・ストックテイク）を補完する形で、パリ協定第 4 回締約国会合での検討及び採択に向け、この問題に関する決定案を提案することを実施に関する補助機関及び科学上及び技術上の助言に関する補助機関に要請する。

28. 新たな又は更新された国が決定する貢献を未通報の締約国に対し、パリ協定第 4 回締約国会合に先立ち、可能な限り早くこれを行うよう強く求める。

29. パリ協定第 3 条並びに第 4 条 3、4、5 及び 11 を想起し、異なる国情を考慮しつつ、2022 年末までに、パリ協定の温度目標に整合するよう、必要に応じて各国の国が決定する貢献における 2030 年目標を再検討し、強化することを締約国に要請する。

30. また、事務局に対し決定 1/CMA.2 のパラグラフ 10 で言及されたパリ協定の下での国が決定する貢献に関する統合報告書を毎年更新し、パリ協定の締約国会議の各会合で提供するよう要請する。

31. 2030 年以前の野心に関する年次ハイレベル閣僚ラウンドテーブルを、パリ協定第 4 回締約国会合から開催することを決定する。

32. パリ協定第 4 回締約国会合までに、異なる国情を考慮しつつ、今世紀半ば頃までの実質ゼロ排出への公正な移行に向けた、パリ協定第 4 条 19 に言及される温室効果ガスの低排出型発展のための長期的な戦略を通報することを未通報の締約国に強く求める。

33. 上記パラグラフ 32 で言及された戦略を、利用可能な最良の科学に沿って、適宜、定期的に更新することを締約国に招請する。

34. パリ協定第 4 回締約国会合に提供されるよう、パリ協定第 4 条パラグラフ 19 で言及される温室効果ガスの低排出型発展のための長期的な戦略に関する統合報告書を作成することを事務局に要請する。

35. 国が決定する貢献を温室効果ガスの低排出型発展のための長期的な戦略と整合させることの重要性に留意する。

36. 各国の事情に照らした最貧者及び最脆弱者を対象とした支援を提供し、また、公正な移行に向けた支援の必要性を認識しつつ、クリーン電力の実装と省エネルギー措置（排出削減対策の講じら

れていない石炭火力発電の遜減（フェーズダウン）と非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力を加速させることを含む）の急速な拡大によるものを含む低排出なエネルギーシステムへの移行に向けた技術の開発、実装、普及及び政策の採用を加速することを締約国に求める。

37. メタンを含む二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量を 2030 年までに削減するための、さらなる行動を検討することを締約国に招請する。

38. 社会的及び環境的セーフガードを確保しつつ、森林やその他の陸域・海洋生態系が温室効果ガスの吸収・貯蔵庫として機能すること、また、生物多様性を保護することを含め、自然と生態系を保護・保全・回復することがパリ協定の気温目標を達成するために重要であることを強調する。

39. 開発途上締約国に対する支援を強化することで、締約国の行動におけるより高い野心を可能にすることを認める。

V. 緩和及び適応のための資金、技術移転並びに能力構築

40. 先進締約国に対し、条約及びパリ協定の下での既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応の両方に関して、開発途上締約国を支援するため、強化された支援（資金源、技術移転、能力開発を含む。）を供与するよう強く求めるとともに自発的にそのような支援を供与又は継続して供与することを他の締約国に奨励する。

41. 特に、気候変動の影響が大きくなっていること及び 2019 年のコロナウイルス感染症拡大の結果として債務が増加していることで、開発途上締約国のニーズが高まっていることに懸念を持って留意する。

42. 資金に関する常設委員会による、この条約及びパリ協定の実施に関連する開発途上締約国のニーズの特定に関する第 1 次報告書⁴、並びに気候資金の流れに関する第 4 次隔年評価書⁵を歓迎する。

43. 開発途上締約国への支援を年間 1,000 億米ドルを超えて大幅に増やすことを含め、パリ協定の目標達成に必要な水準に達するため、あらゆる資金源から気候資金を動員する必要があることを強調する。

44. 意味のある緩和行動及び実施の透明性の文脈において、2020 年までに年間 1,000 億米ドルを共

⁴文書 FCCC/CP/2021/10/Add.2-FCCC/PA/CMA/2021/7/Add.2 を参照。

⁵文書 FCCC/CP/2021/10/Add.1-FCCC/PA/CMA/2021/7/Add.1 を参照。

同で動員するという先進締約国の目標がまだ達成されていないことに深い憂慮をもって留意するとともに、多くの先進締約国が行った増額の約束並びに「気候資金実施計画：1,000 億米ドルの目標達成」⁶及びそこに含まれる共同の行動を歓迎する。

45. パリ協定第 9 条 5 に基づく次回の隔年報告書の通報を通じ、上記パラグラフ 44 で言及された約束をより明確にすることを先進締約国に求める。

46. 1,000 億米ドル実施目標を早急に、かつ 2025 年までに完全に達成することを先進締約国に強く求めるとともに、その約束の実施における透明性の重要性を強調する。

47. 気候行動への投資をさらに拡大することを資金供与の制度の運営組織、国際開発金融機関、その他の金融機関に強く求めるとともに、無償やその他の譲許性の高い形態の資金を含め、世界のあらゆる資金源からの気候資金の規模及び効果を継続的に高めることを求める。

48. 気候変動の悪影響に特に脆弱な国のニーズを考慮した、資金源の規模拡大の必要性を再度強調するとともに、この観点から、特別引出権を含む譲許的な資金源やその他の形態の支援の供与と動員に当たって、気候変動の脆弱性をどのように反映させるべきかを検討することを多国間機関に奨励する強く求める強く求める。

49. 気候資金に関する新規合同数値目標（2025 年以降の資金動員目標）の審議開始について謝意をもって歓迎し、決定-/CMA.3 の下で設立された⁷特別作業計画、及びそこに含まれる行動に建設的に関与することを期待する。

50. 資金に関する常設委員会の作業を踏まえ、途上国のニーズと優先事項を考慮し、持続可能な開発と貧困撲滅の努力の文脈の中で、気候変動の脅威に対する世界的な対応を強化する必要性、また、温室効果ガスについて低排出量型であり、および気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させ必要性を踏まえ、上記 49 で言及された審議の重要性を強調する。

51. 多くの開発途上締約国が直面している資金へのアクセスに関する課題を強調するとともに、資金供与の制度の運営組織等による資金へのアクセスを強化するための更なる努力を奨励する。

52. 譲許的な形態の気候資金へのアクセスの適格性及び能力に関して提起された特定の懸念に留意し、気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上締約国のニーズを考慮した上で、資金規模を拡大して供与することの重要性を再度強調する。

⁶<https://ukcop26.org/wp-content/uploads/2021/10/Climate-Finance-Delivery-Plan-1.pdf> を参照。

⁷パリ協定の第 3 回締約国会合の議題 8(e)で提案された「気候金融に関する新しい集团的定量目標」と題する決定案。

53. 気候変動の悪影響に対する脆弱性を譲許的な資金の供与と動員にどのように反映するか、また、資金へのアクセスをどのように簡素化し、強化できるかを検討することを資金支援に関連する供与貴官に奨励する。

54. 持続可能な開発と貧困撲滅の文脈において、透明、かつ包摂的な方法で、温室効果ガス排出量について低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れ適合させるための理解と行動を強化することが緊急課題であることを強調する。

55. 先進締約国、国際開発金融機関、及びその他の金融機関に対し、その融資活動をパリ協定の目標とより一層整合させるよう求める。

56. この条約及びパリ協定の実施に向けた能力構築活動の一貫性と調整の強化に特に関連して、能力構築についての進捗を確認する。

57. 現在及び新たな能力構築のギャップとニーズの特定及び対処において引き続き開発途上締約国を支援すること並びに気候行動とそれに対応する解決策を活性化することの必要性を認める。

58. 「気候行動のための COP26 カタリスト」の成果と、能力構築に関する行動を前進させる多くの締約国によってなされた強い約束を歓迎する。

59. また、技術執行委員会及び気候技術センター・ネットワークの 2020 年及び 2021 年の共同年次報告書を歓迎し⁸、両機関に協力関係を強化することを招請する。

60. イノベーションを加速し、奨励し、可能にすることを含め、緩和・適応行動の実施のための技術開発・移転に関する協力行動を強化することの重要性、及び技術に関する制度のための多様なソースからの予見可能で持続的かつ十分な資金供与の重要性を強調する。

VI. ロス&ダメージ（気候変動の影響に伴う損失及び損害）⁹

61. 気候変動が既に損失及び損害を引き起こしており、今後もますます増加するであろうこと、また、気温の上昇に伴い、気候や天候の極端事象による影響や、緩やかに進行する事象が、これまでに以上に社会的、経済的、環境的な脅威となることを確認する。

⁸FCCC/SB/2020/4 と FCCC/SB/2021/5。

⁹なお、気候変動の影響に伴う損失及び損害のためのワルシャワ国際メカニズムのガバナンスに関する議論では成果が得られなかったが、これはこの問題のさらなる検討を妨げるものではないことを付記する。

62. また、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するためには、先住民や地域社会を含む、地方、国、地域レベルの幅広い関係者が重要な役割を果たすことを確認する。

63. 気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上締約国において、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するための取組を実施するため、資金、技術移転、能力構築など、必要に応じて行動及び支援の規模を拡大する緊急性を繰り返し述べる。

64. 先進締約国、資金メカニズムの運営組織、国際連合機関及び政府間組織、その他の二国間及び多国間機関、非政府組織及び民間の資金源を含め、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に対処する活動に対し、強化され、追加された支援を提供することを強く求める。

65. 気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するための取組を実施する能力を構築する上で、需要に応じた技術支援の重要性を認める。

66. 気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するためのサンティアゴ・ネットワークについて、その機能と制度的取極をさらに発展させるためのプロセスに関する合意を含め、さらなる運用化がなされることを歓迎する。

67. 決定-/CMA.3 で 9 に規定された機能を支援し、開発途上国における気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するための関連取組の実施に向けた技術支援を行うため、サンティアゴ・ネットワークに資金が提供されることを決定する。¹⁰

68. また、サンティアゴ・ネットワークの下での技術支援のために提供された資金の管理方法及びその支出条件は、決定-/CMA.3¹⁰ で定められたプロセスによって決定されることを決定する。¹¹

69. さらに、決定-/CMA.3¹²¹⁰ に従って決定されるサンティアゴ・ネットワークの下での作業を促進するための事務局の役務を提供する組織が、上記 67 で言及された資金を管理することを決定する。

70. 上記パラグラフ 67 に記載されているように、サンティアゴ・ネットワークの運用及び技術支援の提供のための資金を提供することを先進締約国に強く求める。

¹⁰パリ協定第 3 回締約国会合の議題 7 に提案された「気候変動の影響に伴う損失及び損害のためのワルシャワ国際メカニズム」と題する決定案。

¹¹上記脚注 10 の通り。

¹²上記脚注 10 の通り。

71. 気候変動の悪影響によって引き起こされるニーズの規模に対応するための一貫した行動の重要性を確認する。

72. 損失及び損害の回避、最小化、対処へのアプローチを如何に改善できるかについての理解を深めるため、開発途上国と先進国、基金、技術機関、市民社会、地域社会との間のパートナーシップを強化することを決意する。

73. 気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するための活動の資金調達の取り決めを議論するため、締約国、関連機関及び関係者の間でグラスゴー対話を設置すること、実施に関する補助機関の各年の第1会期に実施すること、及びこれを第60回会合（2024年6月）で終了することを決定する。

74. 気候変動の影響に伴う損失及び損害のためのワルシャワ国際メカニズムの執行委員会と協力して、グラスゴー対話を開催することを実施に関する補助機関に要請する。

VII. 実施

75. パリ協定の完全実施を速やかに進めることを決意する。

76. 世界全体としての実施状況の検討の開始を歓迎し、上記5に照らし、このプロセスが包括的かつ包摂的であり、パリ協定第14条及び決定19/CMA.1に適合するものであることの決意を表明する。

77. 非締約国の関係者の世界全体としての実施状況の検討への効果的な参加を支援するようハイレベル・チャンピオンに奨励する。

78. カトヴィツェ気候合意を想起し、以下に関する決定文書の採択を含むパリ協定の作業プログラムの完了を謝意をもって歓迎する。

(a) パリ協定の第4条10で言及されているNDCの共通の時間枠（決定-/CMA.3）¹³

(b) パリ協定第13条で言及されている行動と支援のための強化された透明性枠組みに関する方法論的事項（決定-/CMA.3）¹⁴

¹³パリ協定第3回締約国会合の議題3(b)で提案された「パリ協定第4条10で言及される国内確定拠出金の共通時間枠」と題する決定案。

¹⁴パリ協定第3回締約国会合の議題5で提案された「パリ協定第13条で言及された透明性強化の枠組みの方法、手順、ガイドラインを運用するガイダンス」と題する決定案。

(c) パリ協定第 4 条 12 で言及されている（注：NDC の）公的登録簿の運用及び使用のための方法並びに手順（決定-/CMA.3）¹⁵

(d) パリ協定第 7 条 12 で言及されている（注：適応に関する情報の）公的登録簿の運用及び使用のための方法並びに手順（決定-/CMA.3）¹⁶

(e) パリ協定の第 6 条 2 で言及されている協力的アプローチに関するガイダンス（決定-/CMA.3）¹⁷

(f) パリ協定の第 6 条 4 で設立されたメカニズムのルール、方法、手順（決定-/CMA.3）¹⁸

(g) パリ協定第 6 条 8 で言及されている非市場アプローチの枠組みの下での作業計画（決定-/CMA.3）。¹⁹

79. パリ協定第 13 条及び決定 18/CMA.1 で定められた日程にのっとり、強化された透明性枠組み下での時宜を得た報告を確保する目的で、必要な準備を速やかに行うことを締約国に強く求める。

80. 開発途上国が、適時、適切かつ予見可能な方法で、パリ協定第 13 条に基づく強化された透明性枠組みの実施の支援拡大を求めていることを確認する。

81. 第 8 次増資プロセスの一環として、気候に対して割り当てる資金源を増やす方法を正式に検討する²⁰よう地球環境ファシリティに奨励する強く求める決定-/CP.26 を歓迎するとともに、決定 1/CP.21 の 84 に基づき設立された透明性に関する能力開発イニシアティブが、開発途上締約国の要請に基づき、強化された透明性枠組みに関する制度的及び技術的な能力開発を引き続き支援することを認める。

82. 開発途上締約国による透明性に関する能力開発イニシアティブへのアクセスの改善を引き続き促進することを地球環境ファシリティに要請する決定-/CMA.3 を歓迎し、21 気候資金へのアクセスに関するタスクフォースや「気候行動のための COP26 カタリスト」など、これらの努力を強化す

¹⁵ パリ協定の第 3 回締約国会合の議題 6(a) で提案された「パリ協定の第 4 条 12 で言及された公的レジストリの運営と使用のためのモダリティと手順」と題する決定案。

¹⁶ パリ協定の第 3 回締約国会合の議題 6(b) で提案された「パリ協定の第 7 条 12 で言及された公的レジストリの運営と使用のためのモダリティと手順」と題する決定案。

¹⁷ パリ協定第 3 回締約国会合の議題 12(a) で提案された「パリ協定第 6 条 2 で言及された協力的アプローチに関するガイダンス」と題する決定案。

¹⁸ パリ協定第 3 回締約国会合の議題 12(b) で提案された「パリ協定第 6 条 4 で設立されたメカニズムのルール、モダリティ、手順」と題する決定案。

¹⁹ パリ協定第 3 回締約国会合の議題 12(c) で提案された「パリ協定第 6 条 8 で言及された非市場的アプローチの枠組みの下での作業プログラム」と題する決定案。

²⁰ 第 26 回締約国会合の議題 8(d) で提案された「締約国会議への地球環境ファシリティの報告と地球環境ファシリティへのガイダンス」と題する決定案。

²¹ パリ協定の第 3 回締約国会合の議題 8(c) で提案された「地球環境ファシリティへのガイダンス」と題する決定案。

る他の機関及びイニシアティブと密接に協力するよう地球環境ファシリティに奨励する。

83. 決定/CP.26 の附属書に記載された専門家諮問グループ(CG E)の付託事項の改定に留意する。²²

84. パリ協定第 4 条 15 にのっとり、対応措置の影響を最も受ける経済を有する締約国、特に開発途上締約国の懸念を考慮する必要性を認める。

85. 温室効果ガスについて低排出であり、気候変動に強靱な開発に向けた方針資金の流れを適合させること（技術の展開と移転、開発途上締約国への支援の提供を含む。）も含め、持続可能な開発、貧困の撲滅、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）及び質の高い雇用の創出を促進する公正な移行を確保する必要性を認める。

VIII. 協働

86. パリ協定の目標に向けた実施の隔たりを解消することが緊急に必要であることに留意し、2023 年に 2030 年までの野心を検討するため、世界の指導者を招集するようことを国際連合事務総長に招請する。

87. パリ協定の目標に向けた進捗に貢献するため、社会のすべての主体、部門、地域にわたる、技術的進歩を含む革新的な気候行動に関する国際協力の重要性を認める。

88. また、パリ協定の目標に向けた前進への貢献に当たり、市民社会、先住民、地域社会、若者、児童、地方政府、地域政府など、非締約国の関係者の重要な役割を認める。

89. 野心強化のための²³世界的な気候行動のためのマラケシュ・パートナーシップの改善、ハイレベル・チャンピオンの指導力と行動、及び自主的なイニシアティブの説明責任と進捗状況の追跡を支援するための気候行動のための非政府主体気候行動プラットフォームに関する事務局の作業を歓迎する。

90. また、地域気候ウィーク²⁴に関するハイレベルコミュニケを歓迎するとともに、締約国及び非締約国の関係者が地域レベルで気候変動に対する信頼性と持続性のある対応を強化することができ

²²第 26 回締約国会合の議題 5 で提案された「専門家諮問グループの委託条件の改訂」と題する決定案。

²³<https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Improved%20Marrakech%20Partnership%202021-2025.pdf> を参照。

²⁴<https://unfccc.int/regional-climate-weeks/row-2021-cop26-communicue>。

るよう、地域気候ウィークの継続を奨励する。

91.人権、並びに男女間の平等及び女性の自律的な力の育成に関するそれぞれの締約国の義務を尊重、促進、考慮する「気候エンパワーメントのための行動に関するグラスゴー作業計画」の実施を速やかに開始することを締約国に強く求める。

92. また、パリ協定の下での意思決定を含め、多国間、国、地方の意思決定プロセスにおいて、意味のある若者の参加と代表権を確保することを締約国及び利害関係者に強く求める。

93. 気候変動に関する効果的な行動において、先住民及び地域社会の文化と知識が重要な役割を果たすことを強調し、気候変動対策の設計と実施に先住民及び地域社会を積極的に関与させることを締約国及び利害関係者に強く求める。

94. 9つの非政府組織の構成員を含むオブザーバー組織が、知識を共有し、パリ協定の目標を達成するための野心的な行動を呼びかけ、そのために締約国と協力する上で、重要な役割を果たしているとの認識を表明する。

95.気候変動対策への女性の完全で、意味のある、公平な参加を拡大し、野心を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに対応した実施と実施手段を確保することを締約国に奨励する。

96. 本決定で言及された事務局により実施される活動に見込まれる予算への影響に留意する。

97. 本決定で求められた事務局の行動を、資金源の利用可能性を条件に実施するよう要請する。